

い。また、明瞭に特別の扱いのできるものだけを入れることが望ましい。この点は、厚生省のみならず、先ほど申し上げました社会保障制度審議会においても非常に強い意見なのであります。特に将来の総合調整ということを考えた場合において、その際そういう性質の必ずしもはつきりしないものまで入れておくということは、将来の年金制度の姿を考えた場合に取扱いに苦しみことになる。こういうような考えを非常に強く持っているわけでありまして、そういうような事情からいたしまして、厚生省側といたしましては、自治省に対してその意見を申し述べ、自治省はそういうことを理解いたしまして、両方合意の上で、それでは今回は純粋な意味における地方公務員だけをこれに含めることにしよう、こういうことであるような案に落ちついた、そういう事情でございます。

○永山委員 純粋が純粋でないかという点に多少議論がございますけれども、実際には、地方自治関係団体職員というのは、地方公務員に準じて取り扱うのが至当ではないかというように考えられるのであります。決してその性格が不明朗であるとかいうようなものではないので、完全に地方公務員にほとんど一体であるというように考えられるのであります。すなわち、地方自治関係団体職員は、地方公共団体の事務の能率的な運営に資するため、その職員の給与に要する費用というものは、実質的に地方公共団体が出しております。そうしてその仕事も、地方公共団体の事務の能率運営に資するため設けられておるのであります。さらに、実質において、この都道府県並び

に市町村議会関係の職員は、実際は市町村吏員や県の吏員という肩書きを持って人事の交流をしているわけですね。ですから、事実上そういうように人事の交流をして吏員になったり、嘱託になったりしてやっておるということと、全然別個の存在ではない。だから準じているとか準じてないとかいっても、実態は一つになっておるのです。

それから今度、国民健康保険の連合会の職員関係について申しますと、これは国民健康保険法の第八十三条の規定に基づいて、保険者が共同してその目的を達成するために設立された公共団体でありますから、もちろんその給与もみんな保険者、すなわち市町村の關係が出しておるのであります。そうしてその業務の内容は、国民健康保険制度の趣旨の普及徹底、事務能率の向上に関する研究助言、病院、診療所の経営に関する研究助言、診療報酬請求書の審査及び支払い運営資金の短期融資、雇用施設の経営、要員の養成等、各般にわたって、全く市町村が処理すべき固有事務の一部を処理しておるものでございまして、いわゆる地方自治法における一部事務組合の性格をなしております。市町村と不離一体の関係にあるのであります。そうしてその地方自治関係団体の業務に専念している職員の年金制度は、給付率が非常に貧弱な厚生年金保険でありますので、市町村職員に比してきわめて不公平な処遇に悩まされておるのであります。それはすでに一般に知っておりますように、厚生年金の老齢年金と共済組合の老齢年金を比較してみますと、高校卒業生が二十年間で退職した場合におきまして、

退職時の給料が三万五千三百六十円でございまして、厚生年金では受給年金額が五万五千八百八十円でございまして、共済関係では十六万一千七百六十円でございまして、短大の出身で、やはり二十年間で退職した場合におきまして、その退職時の給料が平均四万八千三百円でございまして、それで厚生年金の受給年金額が六万一千四百四十円でございまして、共済組合を作った十八万七千三百四十四円になるのであります。大学出身でございまして、やはり二十年間で退職したといたしますと、退職時の給料が四万五千二百五十円でございまして、厚生年金は六万四千三百二十円でございまして、共済年金の方は二十万五千九百六円といふことになっておるのでございまして、いずれも三倍以上であるといふことだけではないのです。厚生年金では五万円ないし六万円という程度では、やはり二十年もたつて、自分の老後の生活安定ということができない。少なくとも共済組合の十五、六万ないし二十万というものが、現実の場合において最低の生活が安定する線なのでございまして、それで職務に専念していくというのには、最低生活を保障することとできないというところで、実際といしましては、職員が非常に腰が据わっていない。こういう時期に、しかもまた、他の方で優秀な人材の不足等が起きましたので、どんどんと誘惑を受けまして、事実上においては、連合会においては人材を引き抜かれてその事務を執行するのにも困るといふ現実面、直面をされておるのでございまして、ぜひ一つ共済組合制度を作ると

いうことに対して、当局の考えを再考願いたいという熾烈なる声があるのでございまして、これに対するお考えはいかがでありますか。

○小山政府委員 先ほど申し上げましたように、社会保障の将来の姿をきめるときが目前の間に迫っておるのであります。その意味において、社会保障制度審議会としては、とにかく地方公務員の退職年金制度の発足そのものをできるだけ待たず、むしろ今発足することには賛成しかねるといふ答申をしておるわけでありまして、そういう事情でございまして、今発足することに同意できるのは、どこから見てもこれは地方公務員として間違いないというグループのものだけに、とどめたい、またとどむべきであらうといふのが、厚生省、自治省両方の最後の一致した考え方なのであります。従って、社会保障制度審議会の総合調整の答申が出まして、地方公務員の退職年金については、今の退職年金制度の中に、先生がおっしゃったような、いわゆる関係団体といふものを含めることも考へる余地がある、こういうようなことになりまして、それはそのときにおいて、十分ゆとりをもつて考えていきたい。ともかくにも、今日このときにおいて発足するという場合には省かなくてはならぬ、こういうことで省いているというのが現在の結論でございます。

それから年金の面において確かに相当大きい違いができています、これはもうおっしゃる通りでございます、そういう事情がありますればこそ、すでに当委員会でもたびたび厚生省側から申し上げておるように、次の年金にお

ける最大の問題として、厚生年金の金額の飛躍的な引き上げをするということをお考えたい、こういうことを申し上げているわけでありまして、年金が高いという反面におきまして、当然納めている保険料が非常に高いわけでございます、その意味において保険料は高くなつても年金を多くしたいといふ、この考え方は私も非常に健全な考え方であつて、いずれにしても年金の飛躍的な引き上げを望むならば、そのことについては労使ともに腹をきめなくてはならぬといふ点から見ますと、先生仰せの関係団体の人々が、雇っている団体の側も、また雇われている団体の従業員、ともに今の二倍半なりあるいは三倍足らずの保険料によつてもそういう年金制度に移していきたい、そういう気持は将来大いに推進助長していきたい、こういう考えでございます。

○永山委員 現在国家公務員、地方公務員でない関係のもので私学共済組合もございまして、また先般議決を通りました農林漁業関係職員共済組合法もできておるのでございまして、さらにまた、この議決におきまして、所得税法の一部改正によりまして、企業年金が飛躍的な伸長を見ようとしておる状態でございますから、ひとり地方自治関係団体職員の共済組合だけがやり玉に上がつて、犠牲的に足踏みをされるということに対しては、非常に弱いものだけをいじめるのじゃないか、ことに国民健康保険の連合会など、ほんとうに厚生関係の医療保険の中核をなしてやっております、厚生省と一体な動きをしておるものに対して押えられ、私学関係や農林関係は押えがきか

る最大の問題として、厚生年金の金額の飛躍的な引き上げをするということをお考えたい、こういうことを申し上げているわけでありまして、年金が高いという反面におきまして、当然納めている保険料が非常に高いわけでございます、その意味において保険料は高くなつても年金を多くしたいといふ、この考え方は私も非常に健全な考え方であつて、いずれにしても年金の飛躍的な引き上げを望むならば、そのことについては労使ともに腹をきめなくてはならぬといふ点から見ますと、先生仰せの関係団体の人々が、雇っている団体の側も、また雇われている団体の従業員、ともに今の二倍半なりあるいは三倍足らずの保険料によつてもそういう年金制度に移していきたい、そういう気持は将来大いに推進助長していきたい、こういう考えでございます。

○永山委員 現在国家公務員、地方公務員でない関係のもので私学共済組合もございまして、また先般議決を通りました農林漁業関係職員共済組合法もできておるのでございまして、さらにまた、この議決におきまして、所得税法の一部改正によりまして、企業年金が飛躍的な伸長を見ようとしておる状態でございますから、ひとり地方自治関係団体職員の共済組合だけがやり玉に上がつて、犠牲的に足踏みをされるということに対しては、非常に弱いものだけをいじめるのじゃないか、ことに国民健康保険の連合会など、ほんとうに厚生関係の医療保険の中核をなしてやっております、厚生省と一体な動きをしておるものに対して押えられ、私学関係や農林関係は押えがきか

ずいそのまま野放しにする、あるいは企業年金のような大会社、大資本の方へは手も及ばないというような状態で、ほんとうに声の小さいものだけが下積みになるのではないかという非難の声が非常に強いのでございますが、これらに対しての考え方はいかがでありますか。

○小山政府委員 私学共済や農林漁業団体の退職年金制度が厚生年金制度と別にできているという点について

は、確かに先生仰せのようにいろいろな議論があるところでありまして。ただこれは、何分にも国がまだ国民持年金という大方針を打ち立てる前の問題であります。現に農林漁業団体の退職年金制度を作りますときに、実はあの当時の要望としては、年金だけではなくて、医療部門も一緒にやりたい、またやるという計画として取り上げられたのであります。ところが、当時すでに国民皆保険の大方針が打ち立てられておりましたので、医療保険については、これ以上分散させることはしないという強い考え方で、これはやらないという事になったわけでありまして。

その意味におきまして、今の問題はちよと国民皆年金の大方針が作られた後において登場した、こういうことになるわけでありまして、決して一部特定のものに対してだけ、ことさらに冷たくしているという気持は毛頭ないわけでありまして、むしろそういう団体を含めて、厚生年金そのものを次の段階において大きく取り上げて、国庫負担もより多く入れるようにしたい、こういう考え方で、それを行なうことによって問題をさらに発展的に解決をしつて参りたい。こういうわけでございます。

して、むしろ国民健康保険関係の団体のように社会保障の推進役をやっておられる団体も、厚生年金など、この制度が大きく育つように働いていただきたいというのが社会保障関係者のすべての希望であると思うのでありまして、こういう工合に逃げられるというふうな考え方はしたくない、こういうことでございまして。

○永山委員 そこで非常に問題になっておるのは、国保の被保険者は、健保の方へどんどん持っていかれているわけですね。

〔委員長退席、柳谷委員長代理着席〕

ところが、この共済年金の方向へ進まんとすれば足を引っぱってやらないという事になって、厚生省の行政に非常に矛盾があるわけですね。ということでは、国保も年金も総合調整して大飛躍を見ようというときに、健保の方へ国保の被保険者を持っていかれますと、資産力のあるものが逃げていくわけですね。そうすると、国保はますますボーダー・ライン層だけをかかえていかなければならぬということになって、いよいよ国保の保険経済は弱体化するわけですね。それでも国保の被保険者が健保の方へ移動することを認めるという原則でいくのなら、やはり年金の方も厚生年金から共済組合へという方へすべっていく方は、これはもう奨励こそするけれども、足は引っぱらぬという原理で進まなければいかぬと思うのです。あるいは総合調整をやるのだから、待つなら待つということなら、国保から健保へいく分も、これは総合調整をやるまではできるだけやらないようにする。すなわち五人以下の者は任

意加入ですね。ですから、国保から健保へ移動することは医療保険を総合的に調整するまで行政指導で押えていくというようにやらなければならぬわけですね。ところがその逆に、本省の指示じゃないでしようけれども、地方は五人以下の関係の会社に対して、健保の方へおいでなさい、非常に有利ですよ、といって健保へ移動することを勧めているのであるという事は、国保は保険料が最高五万円までとられるわけですね。健保は保険料最高一万九千二百円以下です。そうすると、社長を加えて三人おります会社では、健保に入れば最高でも保険料二万五千ぐらゐで済むわけですね。ところが国保なら、社長一人でも保険料を五万円以上かけなければならぬわけですね。そうすると、健保なら二万五千で保険料は済みますよ、国保なら保険料五万円以上かけなければならぬよ。しかも健保は、世帯主は十割給付です。国保は五割給付じゃないですか。だからして、健保の方へむしろいくべきだといって、奨励して歩いていくんですよ。そうして今日国保の層から健保の方へ逃げるのは、皆保険になってから今日までの間に、健保その他の有力な他の保険へ移動した被保険者は一割くらいになっておるわけですね。そこで国保はいよいよボーダー・ライン層をかかえていかなければならぬということに追い込まれていくわけですね。そこで厚生省の基本方針というものがまぢまぢなんですね。総合調整をやるからこれで待って、おれというのではなくして、医療保険でも条件のよい方へ移動するのはやむを得ぬじゃないか、むしろ奨励しようというようになさっておるのである。

そのため町村のやっておる町村管掌の国保財政はほとんどと弱体化されてくる、政府が握っている分だけは、すなわち政府管掌だけはどこまでも離れぬようにしようというような考え方、自分のなわ張りや拡大しようという官方的な行き方ではないかという非難が非常に強く出ておるわけでありまして。そこで今お聞きしたいことは、やはり一番大きな問題は医療保険と年金です。この二つは総合調整して、ILO百二号ですか、これに即応するよう文化国家へ持っていくという考え方があるならば、これは両方ともやはり総合調整まで待って、そして総合調整ののだからという希望を持たすべきである。その総合調整が、いつどういうようになるかということもわからず、ただ足踏みをしろということでは、非常に厚生行政に対する国民的信頼を失うことになるのですが、この点に關してどういうようにお考えになっておりますか。また、医療保険の方は総合調整はどうやるのだ、年金は総合調整はどうやるのだ、年金は、だから待てというのか、あるいは総合調整の結果では、先刻お話しのように、地方公共団体関係職員の共済組合は、あるいは認めるかもしれぬという言葉もあつたのですが、そういうような総合調整をやつてみなければどうなるかわからないが、ただ待っておれというようなお考え方であるか、一つ承りたいのです。

○小山政府委員 先ほども申し上げましたように、総合調整を考えます場合には、いずれにしても被用者については厚生年金という制度が基本になって、

なるべくそれ以外の制度を作らないようにしたいという考えは当然出て参ると思ひます。ただ、その場合でも、世界の各国にも例のあることであります、国家公務員関係のグループを一本とめにした年金制度を別に考えるとあるいはそれとは性質を同じゅうするものとして、地方公務員関係の人々をグループにした年金制度を考へるという考え方は、当然これは出てくる考え方である。これを今日否定する人はあまりないと思うのであります。その点は、社会保障制度審議会もおよそそういうふうにお考えのべきものであらうという前提に立つて議論をしておられるわけでありまして。ただその場合に、関係団体といふものを、それぞれ国家公務員なりあるいは地方公務員のグループに入れるか入れないかという問題については、総合調整の際の区画割といふ事は、総合調整のあるいはその考え方というものによつて相当動きがあり得るわけでありまして。厳格に考えれば、厳格な意味の国家公務員と地方公務員だけの制度になつていく考え方落ちつきましよう。それに似通つた程度のもはそこへ入れば、一定の基準を考へて、そういうふうな区画割を調整するといふようなことにならぬかと思ひます。ただ、いずれにしても、これは総合調整の基本がきまらぬと、そこまで弾力的に扱つかうかといふことについての腹がまがきまらぬ。むしろ今の段階で考えれば、それは厳格な考え方をもとにしておくといふことではない、あの調整が困難になる、こういう考え方が、現在においては関係団体を地方

公務員退職年金制度の中に持ち込むことが適当でないという、そういう判断になったわけであります。

○永山委員 被用者関係の厚生年金の問題ですけれども、地方公共団体関係職員というものの雇用者は地方公共団体なのですから、その方がみな金を出しておるわけですから、それでやはりこれは地方公務員共済組合へ併置するということで、ほとんど異議ない問題だと思ふのです。総合調整をしまして、これは地方公共団体が実質的な雇用者であるという点において、当然に地方公共団体職員共済組合の中へ一緒に持ち入れるということになってよろしいとわれわれは考えておるのでありますが、しかしそれにしても、いつまでこれは待てばよいのかという問題です。今のところではほとんど五里霧中で、総合調整がいつ結論が出るのか、また総合調整の結果、厚生年金に踏みこんでまれば、ほんとうに老後の生活の安定ができるようになるのであるかどうか、これが全然不明なんです。不明というよりは、ほとんど厚生年金ではとても老後の安定をするようなこととへ持っていくようなことはおおよそ困難ではないか、言うべくして行なわれないんじゃないかということが非常に不安を感じる。ということは、今回所得税法の一部改正の中で、企業年金をむしろ推進するという態度になったことが、もう非常なる不安を生んできたということですね。ですから、厚生年金の総合調整どころの騒ぎではない。厚生年金は、もう分断されてしまふのではないかと、それが非常に不安を感じるわけでありますが、ちょうど同保と同じように、力のある大きい

会社は保険組合を作つて、政府管掌から離脱して、家族まで十割給付の方へどんどん入っていく。しかも、その方向はますます強くなつてきているというふうな状態と同じように総合的に調整されて、これが合理化されるということとは逆に、企業年金の方へどんどん入っていく。企業年金へ入ってきまうと、そうすると厚生年金との調整問題が起こつてくるのでありまうが、厚生年金の定額部分の引き上げというところが非常に困難になつてくるわけですね。それは厚生年金の報酬比例部分というものも、あるいは加給部分も、企業年金の方へむしろ吸収してしまふという調整が強くなつてくるかもしれない。のみならず、企業年金の方をどんどん進めていけば、厚生年金の保険料率を上げるというふうなことは、これは二重になりますから、労働組合も反対だし、また資本家の方も反対する。だから企業年金を推進するようなら、今の税法の改正でいられるということでは、厚生年金が飛躍的に発展しよう。あるいはむしろ好ましい姿で発展しよう。統一をしていくというふうなことは、おおよそ逆になる。だから厚生年金によつて老後の安定を得るといふようなことは、ほとんど考えられないのじゃないかというふうな不安感が一そ増してきておるわけですが、この総合調整の時期と方法とまた考え方、企業年金を税法上の優遇によつて推進していくという行き方、これらはどういうふうにお考えになつておりますか。

○小山政府委員 今先生が企業年金についておっしゃつたような心配といひますが、そういうようなものが全然ないとは言えないということとは、私どもも同じように考えております。その意味において、企業年金というものを将来どういうふうに進達していくか。それと公的年金の基本である厚生年金をどういうふうに関係づけるかということが、今後における非常に大きい問題だと思ひます。ただ結論を申し上げますならば、今回法人税法の改正で行なつた企業年金に対する取り扱いでも、公的年金の基本である厚生年金が伸びられなくなつたというふうに考えるのは、これはやはり思い過ぎだろうと思ふ。問題は、むしろこれからどうするかということですね。また、それが考へても、公的年金の基本である厚生年金を充実させるということが基本でなくちゃいかぬのでありまして、それとの関係において効果があるように、補足的な役割を持たせるといふのが企業年金でございますから、そのところは今後の問題であらうと思ひます。ただ、先ほど来、社会保障の推進に多年中心的な役割をしておられた永山先生から、厚生年金についてさぶる悲観的なお話を聞くのは大へんさびしいのでありまして、むしろいかにして厚生年金というものを充実させていくかという御議論を先生からお聞きしたいわけなのでありまして、私も、次の段階は、厚生年金、国民年金を実施するということで一応日本の年金制度も第一段階が終わつて、いよいよこれからほんとうに年金制度らしい年金制度に公的年金を持つていく機会がきた、その場合の中心は厚生年金だ。厚生年金の問題を片づけて、それとの関係において国民年金を解決していく、こういうふうな勢い込んでおる

ときなのでありまして、大いに御鞭撻をいただきまして、この問題が発展的に解決されるようにいたしたいというのが、私どもの念願でございます。

○永山委員 総合調整をどういうふうに持つていくか、いつごろまで待つておれば大体結論を得て、関係職員団体の共済組合問題は解決するか、一つ見通しをお聞きしたいのです。

○小山政府委員 総合調整の結論は、おそろくことしの秋ごろまでは出るだろうと思ひます。社会保障制度審議会として、そういう考えでやつておるわけでありまして。その後において、さつきから申し上げておるような問題が検討される可能性はあるというわけでありまして。ただ、技術的な問題になりましたので、ことさら申し上げなかつたわけでありまして、なかなか問題は技術的にはむずかしいのだ。たとえば今国には、いろいろな公庫とか事業団というのがございます。これは法律でそれぞれの設置がみなきまつておるわけでございます。その公庫なりあるいは事業団の職員についてさへも、現在は国家公務員共済組合法をそのまま適用するというのをしないで、厚生年金保険法を利用しておるわけでありまして。

〔柳谷委員長代理退席、委員長着席〕

そういう事情もありまして、この問題についてとにかくあらゆる角度から議論を尽くしまして、これなら間違いないという結論が出たときに、初めて弾力的な扱いをするならする、こういうような筋合いになるわけでございます。そして、そこいらの点は、先ほど来繰り返して申し上げておるように、今後の問題としてあり得るわけでありまして。

○永山委員 そうすると、ことしの秋ごろ大体見通しがつくということになると、一年ぐらいつ待てば、どういうふうな方向へいくかということが、大体見通しがつくというふうに解釈をいたしてもよろしいわけですか。

○小山政府委員 おそろくは、そのころになれば、いろいろな条件をはきりした上で議論することができるようになると思ふのです。

○永山委員 そこでわれわれの方は、今新聞紙上に伝つております厚生省の年金に対する将来の青写真といひますか、社会保険の総合調整と発展的な飛躍というふうな問題を拝承いたしておるのでございますが、これによりまして、今新聞紙上でいっておるのとは、厚生年金保険は一年繰り上げて、昭和三十八年四月から大幅な給付改善を行なうべく目下鋭意準備中であるといふことが、最近の新聞に載つておるわけでありまして、ここで現在厚生年金は、平均の給付額が月額三千五百円でありますが、この水準を、昭和四十五年には——今から九年先になります——が、勤続二十年の老齢独身者に対する給付水準を月額八千円ぐらゐまでやろう、現在最高が四千三百円でございますが、おおよそ倍ぐらゐのところへ持つていくというふうな考えられておるのです。この考え方から見まして、の八千円に給付水準が伸びまして、やはり年々ベース・アップされて生活水準は向上しているわけですから、今と少しも変わらぬということなんです。そうすると、やはり共済組合制度

第一類第七号 社会労働委員会議録第二十四号 昭和三十七年三月二十九日

いまのお説の実現は、これはなかなか
持っていく以外にないのではないかと
しかるに、力のある会社の方は、どん

とられておる問題と、それから厚生年金保険と企業年金を今後どのように

やっていくか、調整していくかという問題は、別個の問題ではなからうかと存じます。しかし企業年金と厚生年金との総合調整をどういうふうにするかという問題は、先生御指摘のように、厚生年金保険法の改正の際に十分考慮しなければならぬ問題だろつと思ひます。今こゝで、その調整をどう

定ができるように、共済組合と同じような程度まですみやかに引き上げて、発展的な統一に向かつて前進するといふ強い意思でもつて一つおやりにならなければならぬと思ひるのであります。政府の所見を承りたいのであります。

○兼尾国務大臣 先ほど来永山さんの御質疑を拝聴しておたわけでありまして、問題が、今回の自治団体関係の職員共済組合に対して縁の深い諸団体の職員を加入せしめるかどうかという問題が発展いたしました。広く社会保険全体の総合調整の問題にいったように思ひます。社会保障関係の総合調整の問題はきわめて大きな問題でございます。御指摘のように、いろいろアンバランスがある。しかも、このままの状態をいけば、そのアンバランスが一そう拡大するようになる。んじやないか、こういう御心配があると思ひます。私もまたその憂

を同じくするものでございます。この問題については、前々から申し上げておりますように、何らかの調整の方法を考えなければならぬという段階として、現在いろいろ検討いたしておるわけでありまして、どういった種類の結論が出るか知りませんが、日本の経済構造、産業構造にも関係する問題として、非常にむずかしい要素を含んでおると思ひます。

○永山委員 それじゃ最後に申し上げたいのであります。地方公共団体関係職員団体の共済組合関係を本年見送るといふのなら、やはり企業年金の税の特別優遇措置による推進方もことし見送つて、そして総合調整の際にもにやるといふのなら、これは非常にみんながやむを得ぬと思ひます。企業年金はほとんど進んで、力のある方はやっておるから、仕方がないからこれを認めてやる、そして総合調整はあとから考へるという行き方が、いかにも厚生省は弱いな、もうこれじゃ年金制は分断されてしまふんだという不安感を一そう増す状態に置かれておるのでありますから、政府はすみやかに総合調整を確立されて、先刻お話しのように、厚生年金で老後の生活の安

定ができるように、共済組合と同じような程度まですみやかに引き上げて、発展的な統一に向かつて前進するといふ強い意思でもつて一つおやりにならなければならぬと思ひるのであります。政府の所見を承りたいのであります。

○委員長退席 柳谷委員長代理着席

それはそれとしてまたお知らせも拝借して、われわれも十分検討してなるべく早く結論を得て、どの程度のところを持つていくかというのを考えたいと思ひますのであります。問題の発端になり

ました国民健康保険関係団体の職員、その他これと似たような職員の問題であります。この問題は、最初にお答え申し上げましたように、どつちにも理屈のある議論ではないかというように私は思ひます。永山さんのおっしゃるような観点に立つて、現在の事態に対処するといふのも一つの考え方と思ひます。同時にまた、そういふことで何か、いい方へ、いい方へとみんな行かれてしまへば、残った者が非常にさびしくなる。できることならば、大きく考へて、被用者保険は被用者保険として考へるとか、あるいは国民健康保険は国民健康保険としてやつていく、こういうような考へ方がある。一つの大きな筋として私はあると思ひます。そこいらの関係を一体どういうふうに考へたらよろしいか、今日ただいまの問題に立脚して考へれば、永山さんのおっしゃることも私は理由のある御意見だと思ひますが、また今後

面いたしております厚生年金、そういう問題を統一のとらえながら、一つ御質問いたしたいと思ひます。主として、時間をかけるのは厚生年金についてであります。私は、先般の船員保険法の一部改正等におきましても質問いたしたいと思ひておたつたのですが、この問題は、国民年金に連関して質問をするといふことで問題を保留いたしておきました。それから国民年金と厚生年金に連関しておる問題は、積立金の運用の問題であります。それらの問題を、きょう一つ時間のあるだけ質問をいたしたいと思ひます。

が給付の内容や保険料に影響いたすと思ひます。そういう問題については、やはり官尊民卑ということではいけない。一元的にこの社会保障をやらなければならぬ。働いておるうち最低賃金制、家族に対しては家族扶養手当、そして老後やその他の障害に対しては、事故に対しましては所得保障、こういうことが完備して参りませんと、社会保障といふことはできないと思ひます。従つて、そういう組み立て、賦課方式とか積立方式について、従来の例は、恩給といふことで公務員の共済年金が今日できておりますが、そういうことで厚生年金やあるいは国民年金を賦課方式に変えていく、こういう大きな方針を立てるべきじゃないか、こういうふうには思ひます。これに対していろいろ五カ年計画その他について御計画になつておるようでありませうけれども、社会保障として中身を改善していくことから考へてみまして、そういう点について厚生年金の問題を含めて御研究になつておりますか、あるいはどういふ見通しを持っておられるか、一つお答えいたしたいと思ひます。

○小山政府委員 お答えする前に申し上げたいのであります。現在、国家公務員にしましては公共企業体にしまして、退職年金の財政方式で、賦課方式あるいは修正賦課方式といわれるものをとつておるということではないと思ひます。いずれもこれは積立方式をとつておるという前提でございます。ただ率直に申しまして、国家公務員の場合も公共企業体の場合も、積立金が完全積立方式という点から見ると若干不足しておる。どういふ部分が

○熊崎説明員 共済組合関係の方は大蔵省の方で所管しております。私の方では、現在数字についてはわかつておらないのであります。

○大原委員 保険料や給付の内容についての比較はそれぞれ資料があるわけでありまして、時間がかるからこの点はあまり質問しません。共済年金では修正賦課方式を採用しながら、国民年金やあるいは厚生年金については積立方式を採用しておる。こういうこと

○大原委員 それでは私から国民年金法の一部改正に連関をいたしまして、今いろいろ議論になつたと思ひますが、共済年金やあるいは大改正に直

○大原委員 保険料や給付の内容についての比較はそれぞれ資料があるわけでありまして、時間がかるからこの点はあまり質問しません。共済年金では修正賦課方式を採用しながら、国民年金やあるいは厚生年金については積立方式を採用しておる。こういうこと

○大原委員 保険料や給付の内容についての比較はそれぞれ資料があるわけでありまして、時間がかるからこの点はあまり質問しません。共済年金では修正賦課方式を採用しながら、国民年金やあるいは厚生年金については積立方式を採用しておる。こういうこと

不足しておるか申しますと、過去の勤務に対するその後の引き上げに対応するだけのものが、その後において十分に積み立てられていない。そういう意味において、積立式をとりながら、完全積立式に立った場合に必要とされるだけの積立金を現実に持つていない、こういうような意味であらうと思ひます。従つて、国家公務員の場合におきましては、そういう過去の勤務期間に対応する分の積立不足の分を、ある程度将来国庫から補てんをするとか、あるいは公共企業体の場合でありますと、自然の結果として、公共企業体の一般職入の中から何らかの繰ぎ足しをするということとを前提とするか、あるいは必要を生じた場合にその分だけ保険料の引き上げをするかといううなことで、帳じりを合わせなければいかぬ問題があるということであると思ひます。

それでその問題は一応その問題といひまして、先生仰せになつた財政方式として賦課方式を取り入れることを検討するということは、十分これは論議に値する問題だと思つております。これまで日本では、特に公的年金については財政方式といへば積立方式、それとも完全積立方式といふものをとることが非常に手がたい、まともな態度であつて、それからちよつとでもはすず不健全財政になつてしまふのだといううような感覚が強かつたわけでありましたが、国民の経済発展というものが継続的に行なわれる限りにおいては、将来のそのういふ発展というものを見過した財政方式といふものは十分その可能性はあり得る、こういうことであり

ますが、ただ問題は、一体どういう原則でどの限度までこれを取り入れていくかということについて、今のところまだ完全な定説といふべきものが固まつていないわけでありまして、それで、厚生省としては、すでに二年來に

なりまして、厚生省としても、厚生科学研究費の中に賦課方式に関する研究の項目を設けまして、今研究をしてもらつてゐるわけでありまして、この研究の結果がまゝ取りましてから、さらにこれに基づいて検討する、こういうことであります。したが、ごく大まかに申しますと、賦課方式を取り入れる可能性は、厚生年金にはある程度あります。加入者が将来ともプラスの方向において発展していく、これはもう確実な可能性がありま

す。それから加入者の所得、従つて保険料といふものが確実に伸びていく可能性はある。そういう前提がある限りは、厚生年金については、その問題は十分論議に値する。あるいはこの問題の検討の結果によつては、厚生年金を昭和二十九年に制定しました際に、本来ならば、保険料率は、あの當時で千分の四十一にしなければならぬのを、一時的に千分の三十とすることとで発足をし、この間の改正の際にこれを千分の三十五まで引き上げたわけでありまして、従つて、完全積立式という前提に立ちます限りにおいては、単に収支を合わせるためだけに、さらに千分の五ないし七ぐらい引き上げないと収支が合わないというものが、現在の厚生年金の収支の仕組みであります。しかし、この問題も、財政方式について賦課方式的な考えを取り入れることによつて、あるいはもうこれで収支を合わせるといふ問題は片がついた、あとは

もつぱら給付内容を充実するためにどうするかという問題だけを考えればよいといふふうなことに議論を進展させる可能性はあるかもしれない、こういう問題があるわけでありまして、これは今度の厚生年金の改正のいわば柱となす問題の一つとして現在着手をしてゐる、こういう状況であります。

それから国民年金について申し上げますと、これは賦課方式を取り入れる可能性は、今のところ非常に限られておられます。ちよつと厚生年金と反対に、将来とも、これは被保険者が増加することが非常に少のうございまして、それから対象である農民について、一般的に地すべりの傾向があるといわれ

ておるうちに、若い世代が雇用者になつていく傾向があつて、厚生年金と逆に、国民年金の場合は、被保険者の年令が、どちらかといふとやや老齢化——と言ふとちよつと言葉が適當でないのでありまして、比較的年青に傾く傾向がある。こういうようなことからして、国民年金の場合は、賦課方式の取り入れといふものが、なかなかむずかしい議論になつてくる。しかしこれ

も、ただいま申し上げたように、厚生年金とともにここ二年来、どういふ形で、どの限度で賦課方式を取り入れていくかといふことを研究してゐる、こういう事情でございます。

○大原委員 それで、国民年金の場合、今のようないふ問題があるから、税金をつぎ込むといふことだと私は思ふのです。やはり税金によつて給付内容を改善していくといふことを大きな中心点として考えなければ、そういう保険と数理だけでは、安定といふことはな

いと思ふ。今の御答弁で、純粹の意味の賦課方式も採用してない、純粹の意味の積立方式も採用してない、そういうことでそれぞれ修正しながらやつておるけれども、各年金の間にはアンバランスがある、こういうお話もあつたわけでありまして、現在政府が、厚生省でやつておられますが、厚生年金の大改善に直面をして、やはり国民年金についても考えていく面が非常に多いと私も思ふのです。これは当然相關的に考えていく。そこで、やはり生産手段を持つておる自営業者と雇用関係にある人々、生産手段のない人、すかんびんであつて失業したら終わり、こういう人々、私は大まかに二つに分けて、体系としては考へて整備していく必要があると思ふ。しかし、その議論は別にいたしまして、厚生年金につきましては、政府は現在どのような予定で、そして社会保険審議会に對しまして、どのような具体的な中身の内容を持つた諮問をしておられるかといふことについて、現状を簡単に報告してもらひたい。

○熊崎説明員 厚生省といたしましては、現在正式の諮問といふふうな形は、何らとつておりません。ただ御承知のように、社会保険審議会の中に厚生年金部会といふのがございまして、厚生年金部会の方で、厚生年金の大幅改正につきましても今後どのようにやつていくかといふことについて、懇談会形式で話を逐次進めていくという方針によりまして、現在各種の要素をそれぞれ集めまして、どのような方法でどういふふうになるかといふような財源計算を含めた計算の作業中でございまして、懇談会形式で進める予定にいたしております。

○大原委員 今のお話は当たりさわりのない話ですが、問題点を出しながら懇談会形式で審議会ですぼつていく、こういうことだと思ふのです。なかなか当たりさわりのないやり方ですが、大体いつごろこの答申を出しになるのか、時期的に見ますと、何月ごろに結論をお出しになるか、この点を一つ……。

○熊崎説明員 私どもの予定といたしましては、厚生年金法の改正を次の通常国会に予定しております。従ひまして、次の通常国会に改正を準備いたしますとすれば、予算措置その他につきましましては、大体秋ごろまでにはおむねの見当をつけなければならぬといふこととをございまして、それから、さかのぼつて考へてみますと、大体秋までには一応のめどをつけたといふ考えを持っております。

きたいと思うのであります。そういう意味からお尋ねするのであれば、現在の平均報酬月額を基礎にして給付内容をきめていくという方式は、私はやはり改善すべきであると思うのですが、これに対しては厚生省当局はどういうお考えか、お聞かせ願いたい。

○熊崎説明員 先生おっしゃるように、現在の報酬月額制度の改正問題も含めまして、いろいろと私どもの方は検討いたしておるわけでございますけれども、しかしらばどういふ方法でいくのがいいかということにつきましては、まだこれから相談しなければならぬ問題でございますので、そういう点も含めまして今後の検討を続けていく、こういう作業予定にいたしておるわけでございます。

○大原委員 そこで、この前の質疑応答でもいろいろやりましたけれども、現在の平均報酬月額を基礎として給付内容をきめるという制度でも、最低が三千円で最高が三万六千円、これは明らかに不合理であります。この不合理な点について、どういふ点が不合理かという点をやはり明確にしてみらねと、次の政策は出ないと私は思う。その点についても御研究の結論があれば、一つお聞かせいただきたい。先般船員保険法の一部改正がございましたけれども、その点について具体的な問題点として指摘するような内容があれば、お聞かせをいただきたい。

○熊崎説明員 現在の最高報酬額が三万六千円で低いことは、私どももこれを何とか上げなければならぬということとは当然考えておるわけでございまして、しかしそれならどの程度まで引き上げていくか。たとえば船員保険法の改正で五万二千円の改正案を出したわけでございまして、それ以上で持つていくか、あるいは先生先ほど申されましたように、現在の平均標準報酬制度そのものの自体に手をつけるかという問題もございまして、今直ちに、それではどういふふうにするかということをごで明確に申し上げるわけには参らないと思ひます。

○大原委員 その中で問題点は、三千円というものが昭和十七年から始まりまして、三千円以下の月額の収入の場合には三千円まで引き上げるといふので、いかに引き上げたやうでありまして、百円を三千円に引き上げれば、こういうやうなことでございまして、しかし実際に、現在の三千円相当額で過去の戦争中、戦後の給付生活はできなかったわけでありまして、少なくともそれは、当時の実質的な給付からいへば低いわけでありまして、それを平均報酬月額の基礎とするというやうなことは、これは非常に間違いで、低くなるやうな結果になると思ひます。最高について頭打ちという制度と一緒に、この問題は抜本的に改善をしなければならぬと思ひますが、いかがですか。

○熊崎説明員 私どもとしまして、最低の分までも含めて検討いたす予定にいたしております。

○大原委員 最低の、いわゆる底を含めまして改正するということになりまして、上限を取らうという問題と一緒に考えてみますと、平均報酬月額をどういふふうにとつていくかということとは、私が最初質問の中で申し上げた

が、公務員共済年金は、最後に退職するときの俸給を基準として、一、二年か幾らかをとおるわけでありまして、従つて、そういう点から考へてみまして、現在やはり賃金の内容がだんだんと日本においても質的な変化を遂げつつあり、同一労働同一賃金の考え方も、法律だけでなくに相当浸透しつつある状況なのであります。それらの問題を考へまして改正をしていく必要があると思ひます。

それと、私念のために、お聞きしたい点は、私も詳細な資料がないのですが、外国の立法例の中で、たとえば日本が常に競争的な関係にあるEECの中の重立った国々における被用労働者の年金のそういう報酬月額のとり方、これについて資料があれば、一、二御説明いただきたいと思います。

○熊崎説明員 今直ちに御説明できるやうな資料を持てておりませんので、後刻いづれ資料を整へまして差し上げたと思ひます。

○大原委員 私は、下と上を含めまして、日本のような制度をとつておるところはないのじゃないかと思ひます。日本には各種年金にスライド制もないし、たとえば公務員でありましたら、ペーシング改定という過去に公務員の恩給についてもやるわけです。しかし厚生年金ではもうだんだんと受取人がふえておるわけでありまして、それに対するベース・アップもないわけです。国民年金についても抽象的なものしかないのです。これは後刻また質疑応答で問題になる点でございますが、ないわけなんです。公務員の共済年金、恩給だけにあるわけです。従つて、おそらくそういう点においては、日本のよ

うな制度をとつておる国は、極端に言わしむれば、戦争中における強制貯金の制度であつて、積立金を運用するたにやつたのが厚生年金である。国民年金もそうじゃないかという議論も出てくるわけでありまして、従つて、厚生年金につきましましては、給付の改善について平均報酬月額をどうとるかという問題については、日本のような例は外国にはないのじゃないか。おそらく外国にはないでしよう。日本のような例がありますか。

○小山政府委員 先生がおっしゃつておるのは、おそらく、たとえば国家公務員の場合は、最終奉給の三年をもとにしてやつておる。従つて、勤続期間が二十五年なりあるいは三十年なりの場合において、過去の給与の低い時代は入らない、一番最近の時代の給与がもとになつておる。その何割かということできめられるので、これは比較的アップ・ツー・デットの感覚の年金である。ところが、厚生年金の場合は、古い二十年なり二十五年なりというものを全部算出の基礎に入れて平均してしまふ。おまけに、その中には昔の非常に貨幣価値の高かつた時代、言いかければ給与が低かつた時代のものが入つてきて、これを一律に三千円というふうにしてしまつた。そういうことを含めておっしゃつておいでだと思ひます。過去に期間を全部入れて計算するというのは、これはむしろ外国の普通の例のやうであります。

これは日本のように年功序列型の賃金をとつておりますと、年をとつてやめるときは、必ず一生のうちで一番有利な条件になるわけでありまして、そうでない場合が外国には非常に多いわけ

あります。そうしますと、一生のうちで一番有利な時期が必ずしも最後にこない、あるいは勤続期間のまん中ぐらいくるかもしれない、そういうやうな事情がありまして、年金については、過去の長い期間の平均でやつていく、こういうことなんでありまして、その点に關する限りは、大体日本の厚生年金の形と同じやうなやり方をしておる、こういうふうな考へていいと思ひます。

○大原委員 外国では最高をとつたり、最終をとつたりするということもあるわけですか。日本みたいなところはないでしよう。

○熊崎説明員 スエーデンにおきましては、今ここに資料が見つかったわけですが、最高をとつておる制度がございまして、

○大原委員 ちょっと大きな戦争がありましたら、貨幣価値が変動いたしましたから、その平均報酬月額を基礎としてどういふ倍率をかけるかということによつて違ふのでございまして、しかし私は、その点については逐次国家公務員ともバランスを考へて、だれも納得のできる措置をとつてもらいたい、厚生年金の改正については、その点は基礎にして考へてもらいたい、そうしなければいけないのじゃないか、こう思ひます。この点は一つ意見として強く主張しておきます。

それから給付の問題につきまして、大蔵省もお見えになりましたから御質問をいたします。最近企業内年金――今もお話がありました、企業内年金の問題につきまして、いろいろと大蔵委員会等におきまして滝井委員あるいは平岡委員の方からもお話があつたので

あります。その企業内年金の問題については、厚生省といたしまして、今議論があったように非常に大切な問題で、この問題は総合的な観点からやはり政策をきめておいてやるべきだ、現在問題になっておりますのは、大蔵委員会にかかっておりますけれども、企業内年金に對しまして、課税措置について特別の措置をとるということが問題になっておるようであります。その問題についていろいろと議論があったわけですが、現在大蔵省の方針はどうなっておるか、こういう点について、税制第一課長がお見えになっておるようでありますから、御説明願いたいと思ひます。

○細見説明員 昨日大蔵委員会を通じたいだいたいで、おそらく原案通りといたしまして御説明いたします。

御承知のように、現在企業は、退職の際に一時金支給というのが圧倒的に多いわけですが、だんだんそれを一時金というのではなくて、年金式に支給していきたい。なお、そういたしまして年金式支給ということになりますと、年金支給に伴ういろいろな事務等もございまして、できるならばそれを社外の一定の機関に委託してやりたいというふうな要望がございまして、現に一部の企業では、会社外に退職金を積み立てておるというふうな制度もいたしております。

まずその方の現在の課税上の制度を申し上げますと、社外に積み立てる年金基金の場合でありますと、会社が従業員分をその基金に拠出したし、現在、現在の税制ではめいめいの従業員がそれぞれ給与として受け取ったということになって、そこで給与所得税が

課税になりまして、その残りを積み立てると申しますか、一たん会社が給与を支給しまして、その中から従業員が積み立てると申しますか、結果は同じでございますが、そういうことになっておるわけでありまして、それに反しまして、一時金の形態で支給いたしますものは、これはあくまでも会社の引当金ということになっておるわけで、会社は現実にはだれに幾ら支給するというような計算でなくて、従業員が自分の都合で、会社の都合でなくて退職したといたした場合には、会社はいろいろ労働協約あるいは就業規則等で退職金を支給するということになっておるんですが、自分の都合でやめました場合の退職金の要支給額の合計額の半分までを限度として、社内留保引当金として取れる。ただその場合、全部社内において運用するということについては問題もございまして、そのうちの引当金の四分の一だけを特定預金——定期預金その他でございまして、特定預金として、一定の資産に限って運用を制限されるということになっておるわけでありまして。

それに反しまして、今回法人税法の方で措置したそうとしておりますことは、今申しましたように、社外に年金なりあるいは退職金の原資というものが積み立てられることは、従業員の立場からいたしまして、より安全性が確保されるわけでありまして、制度としては望ましい方向であると考えておりますが、その場合に、もし支給時に——会社が支給するときに会社の方で支給するものが全部給与になるということでありまして、これはなかなか、現在すぐそれだけの金ならばもらいたいというよう

うなこともありまして、年金の形というものが育ちにくいという点も考えまして、一定の契約に基づきまして、要支給額が定まったものを、会社がその要支給額に對して、年々平均的に保険数理等に基づきまして適正な金額を算定したその標準保険料を拠出したす場合には、会社の場合は損金といたします。また、もう一方といひますか、従業員側は、現実には給与として受け取るわけではありませんが、本来、先ほど申しましたように、現在の制度は会社が支給するときは給与所得が加かるといふことになっておるわけで、その課税を繰り延べる分に相当します。利子相当分といひますか、繰り延べ利息相当分を企業の社外に積み立てた年金基金に對してかけます。現実には信託会社あるいは生命保険会社に対して、その運用基金、具体的には会社が拠出したした金額、それからその運用利益、それに対して千分の十二を課税する、こういうことになっておる。もちろん給与と所得として現実に従業員が年金を受けるときには、給与所得にいたしております。あるいは途中で一時金として受け取った場合には退職金といたします。こういうことについてはおるわけでありまして。

○大原委員 ちよつと私今聞き漏らした点があるのですが、社内留保の年金積立金ですね、社内留保の年金積立金に對しての税制の措置、これにつきましては、やはり今回新たに特例を設けた点はどういう点ですか。今のお話は、社外における年金の目的を持った信託やその他の積み立てたということになります、社内の年金積立金についてはどういう措置をとったのか。

○細見説明員 社内には積み立てました場合は、原則として会社の債務性がある引当金ということと考えておるわけでありまして、それが一時金の形で出ようと、あるいは年金の形で支給されようと、税の上では取り立てて差別をする必要はないわけでございます。ただ現実には、一時金で支給するものが非常に多くなつておることは先ほど申し上げた通りであります。年金で支給いたします場合には、会社の債務性引当金ということにいたしておるわけでありまして、従業員は、たとえば十年なり十年という有期の年金でありますとその金額が幾らになるということが計算できますから、その要支給額のトータルに見合う額の債務性引当金として引き当てることを認めるということになっておるわけですが、しかし考えをみましますと、終身年金という形であれば、一定の余命年数というふうなものは大勢的には把握できるわけでありまして、理論的には終身年金の形で支給するという労働協約等がありまして、その金額も理論的には算定可能だ、従つて引き当てる対象にできるではないかということを経理的には考えたわけでありまして、衆議院の法人税の御審議の段階で、そうしたところまで認めることは現在の厚生年金との将来の調整について問題もあるから、いましばらく理論の問題として、そういうことを言ひ出すことは待てというお話で、われわれも、現実にはそういう終身年金というものが積み立てられておることもございまして、そういうことも考えまして、当分現状の通り、有期で金額が確定できるものだけ

を引当金の対象にいたしましたよう、かようになつております。

○大原委員 退職一時金を引き延ばしたのが有期年金である、こういう考え方から、社内の留保については同一の税制上の減免税措置を講ずる、こういうお話ですが、終身年金の制度は、大きな会社等においては実際はどうなつておりますか。あります、ないですか。

○細見説明員 詳しく全部について調べたわけではございませんので、あるいは不正確な点もあるかと思ひますが、ごく一、二の会社で、終身年金の制度を、自己都合の場合にも、つまり自分でやめると言つた場合にも支給しますという形になっておるものがあるようでございますが、多くの会社は、終身年金とは言いながら保証期限を、たとえば定年の以後、六十才以後たとえば十年とかいうような保証期限をつけておられて、文字通りの終身年金というふうな形で年金が現実に支給されておるのは、あるといたしまして、一、二の会社に限られておる現状であります。

○大原委員 これはあとでお尋ねしようと思つたのですが、厚生年金の担当主計官にお尋ねするのです。私も、これから一番大きな社会問題になる一つの大きな問題は厚生年金である。国民年金は大きな社会問題であるが、厚生年金が加わってくると思うのです。それで厚生年金の仕組みを考え、場合に、今の税法上の特例措置を、いろいろ政府が今回議論いたして設けました、私もききわめて不満足な点があるわけでありまして、このことがやはり厚生年金の積み立てに影響を及

ぼして、国庫負担や財政上、たとえ大蔵省の中におきましては、そういう点については、主計局関係その他が将来大きな制肘を加えるということになる。既成事実を照らしましてなると思うのですが、そういう点について、やはり大蔵省としては何か意見統一をしてこの問題を扱っているのか、あるいは単なる退職一時金の形を変えたものであるとして、一時金の問題に税制上の措置があるから、このことを大蔵省としても一応だけ認めていこう、こういう考えなのか、大蔵省として現在統一の見解を持っておられるのかどうか、こういうことを担当主計官の方からお聞かせ願いたいと思います。

○細見説明員 先にちょっと……その点は、私どもの方は、社会保障制度という大きな問題よりは、先ほど申しましたように、現在一時金の形で支給されておる退職金が年金の形で支給されたときにも、税制上それがそういうふうな制度になることをじゃまするといいますか、税制が障害になるといふことがないようにするだけの最低の——最低と申しますか、最小限度の手当をした、そのようにいたしております。

○岩尾説明員 年金制度にからみまして、最近企業年金というものが出て参ったわけでありますが、そういうものを含めて、将来の社会保障体系の中でどう考えるかということについての大蔵省の態度でございます。主税局といたしましては、今申し上げましたように、単なる退職金の問題、それが年金化していく問題として取り上げておるわけでございますが、主計局といたしましては、今後の予算問題もござい

ますので、社会保障全体の問題としてある観点は持つておるわけでございます。現在、私企業によるこういった企業年金というものが非常に拡大してきたというのには、言ってみれば、社会保障制度全体の骨幹である厚生年金制度というものが、やはり低いからではないかということだと思ひます。そこで、そういう場合に、低いからどういふ企業年金というものがふえた方がいいというのか、あるいは企業年金をふやすのはとめて、そうして社会保障の厚生年金の拡大だけをやるのか、こういうことになるわけでございますけれども、ちょうど厚生年金につきましても、三十九年に五年目の再計算をやる時期になっております。三十八年に、おそろくその準備態勢といたしまして、いろいろな改善措置が講ぜられることと想定しております。その際

に、この企業年金というものをどうするかということをややはり真剣に検討する機会があるというところで、今回の税制改正の措置については賛成したわけでありませう。

○大原委員 総合的には、大蔵省としてののはっきりした統一見解は、厚生年金の中身が充実、具体化するに従って出てくる、こういうことだと思ひます。しかし基本的には、企業年金に重点を置きますと、企業年金を出せないような中小企業があるわけですね。それから中小企業の退職金法案が通過いたしました。特殊法人までできておるわけですね。そういう点からいいますと、大きな企業に對しましては免税措置等をどんどんやっていく、企業年金を実施するところだけやっていくと、税金の額が減ってくるわけですね。税金の額が減ってくると、税金をつぎ込んで厚生年金をよくしていくという税源が減ってくることになる。だから、今の問題は非常に大きな問題である。税金調整の問題、税金の減免税の問題は、一つの大きな既成事実になるのじゃないかという点も私も指摘いたしたすけれども、この問題を主としてきょうは議論するのじゃありませんが、この点は、今も岩尾主計官から御答弁がございましたけれども、厚生年金の改善の内容を待つてやるということである。私もどが一番注意しなければならぬ点は、主計官にいたしまして、今の大蔵省の課長にいたしまして、四十から五十ぐらいになりましたら、どんどん出世なさいますと大きな会社の重役になるということである。大体そういうことである。そういたしますと、自分は恩給、いわゆる共済年金を

もらつておいて、そうしてその上にりっぱな俸給を取れるということでありませう。そこまで到達しているのは、何名に一名あるかということとはわからないのでありますが、大体そういうことである。そういうことになりませうと、やはりここには、社会全体の社会保障の行き方としては、所得の再分配という観点からも、あるいは公務員の共済年金を非常によくしていつて厚生年金が悪くなつていくということからも、いろいろ問題が出てくるわけでありまして、これは社会問題になる可能性はあるわけでありませう。その点を十分お考えいただいて、厚生年金が、所得保障としての最低賃金制やその他賃金体系につながる厚生年金としての意味を持つように、これは厚生大臣その他も十分主体性を持つてお考えになっていただきたい。この点は、一応衆議院の大蔵委員会と問題となつて、一部を保留いたしまして通つておりますけれども、これは参議院の段階あるいは全体を通じて大問題であるという点を、私は問題点としてだけ指摘しておきますが、大蔵省においても、そういう点については、少なくとも厚生年金改善に對してブレーキをかけるなどのようなことは絶対あり得べからざることだと思ひます。その点については強く意見を表明いたしておきます。この問題は、問題点といたしまして表明いたしておくのであります。

○熊崎説明員 定額部分の改正がございましたのが二十九年でございます。それ以前は、先生御承知のように、平均標準報酬の四カ月分プラス二十年以上の年数という計算になっておりましたのを、二十九年の改正の際に、定額部分二万四千円プラス平均標準報酬月額額の千分の五、かける被保険者の月数にして、その千分の五を三十三年の改正の際に一を加えたわけでございます。従ひまして、定額部分が入りましたのは二十九年の改正、こういうことでございます。

○大原委員 定額部分の金額は幾らでございますか。平均幾らですか。

○熊崎説明員 二万四千円です。

○大原委員 その基礎ができたのはどういう根拠ですか。どういふことを根拠にして月額二千円が出てきたのですか。

○小山政府委員 ちょうど私が関係しておりましたので申し上げますが、実はこれは一つの原理ではないのであります。二つの考え方が適当にかみ合わされてできたという、こういう経緯でございます。その一つの考え方は、あの当時の生活保護の基準が、一人当たりにして大体千五百円から二千円ちょっとというところだったのであります。立案にとりかかった昭和二十七年、八年ごろの基準でございます。従つて、定額部分としては大体そういうふうなものであればいいなというところが、一つ考え方にあったわけであり

ます。それからもう一つは、これは財源の方から考えた方でありまして、納めた保険料のうち少なくとも勤労者自身が納めるもの、つまり保険料の半分だけは、これは比例報酬部分として考えなくては行けない、残る事業主負担分というのは、これは広い意味でなるべく所得再配分の効果を持たせるようにしようというので、事業主負担分の半分とそれから予定されました国庫負担分、こういうようなものを頭に置いてはじめてみましたところが、ちょうど千五百円程度ならこれで出せる——もう少しそれは上まで出したのであります。そういうようなことで、一応最初の案として、は定額部分を千五百円というふうに置いて立案をして、実は衆議院で御審議を願ったときは千五百円の上に報酬比例部分は千分の五、こういう案で御審議を願ったわけでありまして、ところが国会でいろいろ御審議を願っている間に、定額部分についてはもっと引き上げようじゃないかということになりました、これは与野党、野党すべての方の一致した御意見で、この千五百円というものを二千円に引き上げた、こういうことで現在の二千円というものが落ちついた、こういう経緯でございます、必ずしも一つの原理でできたものでないというのが、現在の定額部分のきまり方のいきさつでございます。

○大原委員 そこで今の問題にたくさん問題があるわけですが、一人の生活保護費の一定額を、定額部分として厚生年金を組み立てているということになると、開始年令にも問題があるわけですね。定年制と開始年令の問題がある。たくさん問題があるわけですが、

定年制は大体五十五才でしょう。ほとんどの企業では五十五才です。そういうものと、五十五才になりますとやはり子供も教育を受ける、教育費も盛り込まなければならぬ、こういう人も相当たくさんある。あるいは就職の場所を変えなければならぬということもある。そういうことで、しかも厚生年金の、一人の生活保護費を基礎にして、そして比例報酬部分をそれに盛っていくという程度では、全然所得保障方式としては中途半端である。だからこれは、比例報酬部分ともあわせて考えるべきですけれども、これは抜本的に改正しなければならぬ。大体どのくらいにこれを引き上げるとか、こういう点について方針があればお答え願いたい。

○熊崎説明員 御指摘のように定額部分が現在のところ非常に低いということとは、被保険者側からも方々から私ども常に関心されておるところでございます。定額部分を上げなければならぬという前提は、第一の前提として、定額部分をどの程度上げようかという問題は、いろいろの財源計算をやりまします関係上、今すぐ幾らまで上げるといふことは考えておりませんが、しかし次回厚生年金法改正の際には、主体はどうしても定額部分を相当程度上げるといふ方向で、これを主体にして考えるということに考えていただいてもまず差しつかえないのではなからうか、こういうふうに思います。

○大原委員 定額部分と比例報酬部分のかみ合わせについては、総合的にどういうお考えなんですか。

○熊崎説明員 御承知のように、現在一般男子の場合をとってみますと、定額部分は全体の三四割くらいでございます。報酬比例部分の占める割合は五三、あと残りの一三割が加給年金、こういうことになっておるわけでございます。これは率を結局どういふふうにかみ合わせるかという問題も、今直ちに御返事申し上げるわけにいきませんので非常に恐縮に存じますけれども、こういう現状の率をやはり検討いたしまして、社会保険審議会の年金部会等で十分検討していく。

○大原委員 その定額部分を、たとえば言われているように四千円なら四千円に引き上げても、比例報酬部分がいまだに相当上がって参りません、養老年金、所得保障の意味がないと思ふのです。その点について言われているように、比例報酬部分について、たとえば国庫負担とかその他は加えなさい、そういう御見解もあるやに聞きますが、この点については、端的に質問いたしますが、どうですか。

○小山政府委員 これはまだ厚生省部内では結論を出していませんけれども、社会保険制度審議会で現在審議をしております総合調整の方向では、今先生仰せになった意見が非常に有力なものであります。思い切った国庫負担は各制度についてふやせばよろしい、ふやす方法としては各制度に定額部分に相当するものを考へて、それに注ぎ込む、報酬比例部分というものには注ぎ込まない、こういうふうな考え方の論議は非常に強いわけでありまして、厚生省としては、とにかくそういう総合調

整の結論等を十分得ましたときに考えて、こういうことで今いろいろの材料を集めている、こういう状況でございます。

○大原委員 それで先ほどから申し上げておりますように、働いているときには食えるだけの最低賃金を保障していくということが、国あるいは企業主の社会的責任です。それから退職した場合におきましては、これを社会保険で保障していくことなんです。それから、やはり相当年数勤続いたしまして、定額部分については国から持ち出すけれども、比例報酬部分については持ち出さない、こういうことでやって参ります、やはり私は問題が出てくると思ふ。この点については、厚生省といひましてはそれに対する方針をはっきりと早急にきめていただきたい、このことを私は強く要望いたしておきます、さらに、後の機会にこの問題は一つ質問を申し上げたいと思ふ。

それから給付の開始年令についてお尋ねをしますが、給付の開始年令は六十才ということになっておるわけですが、しかし、経過的に現在五十七才かと思ひます。これは定年制との関係を考えてやっておられるのかどうか。将来の改正については、定年制との関係をお考えになっておられるかどうか。労働省の福祉課長今見えになりましたけれども、定年制との関係は考えないのかどうかという点の一つ問題点として出して、これに対する見解があれば伺いたい。

○熊崎説明員 ただいまのところ六十才の年令を要するという考え方は、厚生

生省の方としては考えておらないわけでございますが、定年制との関連は、必ずしも全然ないとは申し上げません。しかし、現在のところは大体六十才くらいで適当じゃないかという考え方、これを動かすつもりは今のところないのではありません。

○大原委員 今の厚生年金でやはりこれはすぐ改めるべきであると思ひますのは、一定の年限に達したとしても、自分か一生をかけて働いた職場を、定年で五十五才くらい、六十才くらいでやめていく、やめまして後に、厚生年金では食えないから他の職場で働くという場合に、厚生年金をくれないわけですね。その職場へ行きましてなれば、強制適用でありますから年金をかけておる。年金の掛金をかけているうちに厚生年金はくれない、こういうことになると厚生年金も中途半端、雇用の問題にも影響する。死ぬまで零細な収入で、職場にあつて掛金をかけている。掛金をかけたかと思つと、最後には積立金をとられる。ほとんどとられるのと同じことだ。国庫に納めて、積立金を利用するのは大きな資本家だということ議論になるわけですが、そういうことになら。公務員の共済年金のように若干停止その他の問題はありますが、一定年令がきたら年金を支給する。一生をかけた職場でありますから、そういうことにしては、私はぜひとも早急に改正しなければならぬ、こういうふうに思ふのです。一定の年令に達したならば、当然支給する。本人の意思によつて支給できるような、そういう制度に変えなければ、だんだんと受給者が多くなってくるわけですが、

大きな社会問題になる。こういう点を指摘いたすのですが、その点、改正の方向について一つ所見を明らかにしてもらいたい。

〔柳谷委員長代理退席、委員長着席〕

○熊崎説明員 先生御指摘のように、現在の厚生年金保険の老齢年金は、職場が変わりました場合には支給されないというのが法律の建前になっております。それがわが国の実情から必ずしも適当でない、職場を変えなくても低い報酬に甘んじて働くというふうなことで、実情に沿わない点があることは、重々私も承知いたしておるわけでございます。この辺やはり制度の改正の際に十分検討しなければならぬ問題だろうと考えておりますが、その場合にどういうふうな方法でやるか、結局任意脱退みたいな形をとって、それで一定の年令に達すれば老齢年金を支給するというふうな方法も、方法としては考えられるわけでございますから、そういう点を含めまして、十分今後慎重に検討して参りたいと思っております。

○大原委員 その任意脱退の場合におきましては、定額保障部分や比例報酬部分、そういうものに關係なしに、一定の制度上年金額を保障するという制度にしなければいかぬと思うのですが、これは今度労働大臣がお見えになつておるときに私は質問したいと思つております。官庁その他を含めまして、とにかく定年制が五十五才というふうなことは、七十才が平均年令ですから、これはあり得ないと思うのです。それで給付の開始年令が、公務員と民間とに差があるのはどうか、こう

いうことが一つある。それから定年制の問題と所得保障の問題がある。これをやはりつなげなければ、社会保障制度といつては、完全に社会的な任務を果たさぬことになる。雇用問題その他において、悪循環を来たすということになる。だから労働省においては、そういう点について、雇用の立場からも、あるいは公務員の年金と厚生年金との関係の立場からも十分考えなければならぬと考えておられると思う。国民年金の給付開始年令は、現在、たとえば日々雇用の人々等を含めまして国民年金を適用しておるわけですが、しかし自営業者、生産手段を持っている人の給付開始年令が若干おくれるというところは、これは社会的にも理解できる、少しの差があるということでは理解できるが、しかし腕一本、すね一本で働いておる人の社会保障制度について、給付の開始年令をどうするかという問題は、雇用や定年制その他の問題と密接な関連をつけて、やはり統一的にやってもならなければいけない。労働省においては、そういう点は十分検討してもらいたいと思うのだが、準備がなければ準備がないということではいいのですが、そういう点について見解があれば一つお聞かせ願いたい。

○坂本説明員 その問題につきましても、私所管いたしておりませんので、お答え申し上げかねるのでございませう。

○大原委員 この点は、あとで労働大臣にも雇用や賃金の問題について一つ究明していただきたいと思う。小山さん、あなたは年金の権威者だが、国民年金の中に生産手段を持つ

人、自営業者以外の人を入れておくというふうなことは、社会保障制度としてはどうですか。日々雇用の人々と雇用関係が明らかでない人は制度上むずかしいと思うのですが、これはどういうことでしょう。

○小山政府委員 これは今までもお話に出ましたように、むしろ当然入れべきだから入れるというよりも、ほかの方にそういう人々がおさまるような制度が現在ないという事情から、国民の残る人を全部対象として吸収するという建前の国民年金制度に入れるという事情でございます。

○大原委員 ところが、医療保障には日雇い健康保険もあるわけですよ。だから私は、やはりそういうふうにしないう問題としては解決しないのじゃないかと思う。これはあとでまたいろいろと議論いたしますけれども、一つ問題といつたしまして指摘をしておきます。日本の完全雇用ができていないというところが一つの中心ですけれども、しかし老齢保障その他の社会保障をする場合においては、やはり腕一本、すね一本で一生働いた人に対しては、被用者の年金に準じたものを適用するということが私は必要ではないかと思ふ。

それから給付については若干問題がありますが、保険料についてお尋ねしたいのです。やはり原則としては所得の能力に応じてやるということ、生活費に食入るような、税金に準じた料金といふこと、そういう取り方はしないといふことを私は原則とすべきだと思ふのですが、保険料について、国庫負担の割合の問題を含めて、現在厚生省ではどういふ問題を御検討になつ

ておるのか、労使の負担、国庫の負担、そういう原則上の問題につきまして、一括一つ御答弁をいただきたいと思ひます。

○熊崎説明員 いろいろと財源計算をやります関係上、いろいろな要素を考えまして、種々計算を現在継続中でございまして、あらゆる場合を想定しなければならぬものですから、ただいまのところ、どういふ中身でいくということは、まだ少しここで申し上げることは差し控えていただきたいと思います。

○大原委員 まあそれは一割五分の国庫負担を、二割にします、三割にしますと言つたら大蔵省に怒られるから、そういうことは言われぬだろうが、しかしこれは零細な中小企業その他を含めての問題でありますから、そういう点、税金でとるところをとらぬで特別措置しておいて、そして中小企業その他については社会保障的なものも均等にしたい、こういうことは国の施策としてはきわめて不合理です。今まで言われておる非難や議論が当たるわけですから、これは国庫負担は十分入れていくという方針で、一つぜひとも改正の方向に持つていってほしいと思ひます。

それから私、問題点を申し上げるわけですが、スライド制について五年前に年金の改善をやつたというのだから、スライド制については、国民年金、厚生年金を含めて、たとえば公務員恩給、軍人恩給等にはやはり過去の人に対するベース改定もあるわけですから、厚生年金のスライド制についてまづお尋ねしたい点は、現在の時点では改定以前の厚生年金をもらっている人に

対しまして、貨幣価値が変わつたのですから、やはりベース改定の措置を講ずべきじゃないか、こういう点をどうお考えになつておるか、一つお聞かせ願ひたい。

○熊崎説明員 厚生年金の加入者で、戦後インフレの時期に加入しておられた方に対しては、最低三千円ということになつておることは先生御承知のことだろうと思ひますが、やはり最低の部分につきましては、今後の厚生年金の改正の際にも、その辺は十分考えて善処していかなければならないと思つております。

○大原委員 そういうような点は、過去にもらつておる人に対してはスライドをしていく、金額を上げていくという措置をとる、こういうお考えのもとに検討いたしておるというふうな考えでよろしいですね。

○熊崎説明員 そういうような方向で検討いたしたいと思ひます。

○大原委員 これは年金局長にお尋ねしたいのですが、このスライド制を検討する際に、国民年金も、福祉年金につきましてもあるいは拠出制の年金につきましても、やはりスライドといふことが一つの問題になるわけですが、これをやらぬと、四十年後に五年間ほど保留しておいて、四十五年後に幾ら出さんだといつたつてこれはいけないし、それから実際上それを具体的に政府はスライドしていくんだ、その際には物価についても考えるし、貨幣価値の問題についても考えるし、あるいは生活水準の向上ということも考える、こういうことで、やはり現在の時点における年金のシステムを、過去の問題はもちろんです、現在の問題を含め

てはつきりやっていないか、どうも
ずつと後のことを考えて貨幣価値がど
うなるかわからぬということでは、こ
れはやはり収奪方式だということにな
る。そういう点については、国民年金
については福祉年金の制度もある。だ
からそういう問題を含めて、やはりス
ライドについての厚生省としてののほ
きりした方針を確立しなければなら
ぬ。端的な質問としては、福祉年金な
んかもう少し上げてはどうか、こうい
うことです。そうすると、将来拠出制
の年金についても問題の理解の仕方が
変わってくるわけです。これは私は最
大限努力して上げるべきであると思
うのでございます。厚生年金についても
それはもちろん同じですけれども、国
民年金について関連して、いかがです
か。

○小山政府委員 国民年金について
は、かねがね申し上げているように、
必ずこれを調整していくという原則が
法律にきまつているわけでありま
す。それで具体的な内容は、国民年金の
将来計画の中で明らかにするわけであ
ります。基本的な考え方は、国民年金審
議会の委員といろいろ御相談をしてい
る間に、ほぼ固まっています。一つは、
五年ごとに改定をしようとしていま
くとしてしましても、これは必ず、年金
の引き上げがあれば、それまでの期間
についての問題が出るはずでありま
す。それまでの期間については保険料
の積み立てが不足しているわけであ
りますから、この部分をどうするかとい
う問題があるわけでありまして、この
部分については、かりに既往の分につ
いて保険料の積み立てが少なくとも上
がったものとして年金額を計算する。

従って、被保険者である期間について
は、常に一番最後に定められた年金額
というものをもとにして年金を出して
いく、こういうふうな原則をとるとい
うことがきまつているわけでありま
す。

それからもう一つの問題は、先ほど
先生が明瞭に区別しておっしゃったよ
うな、すでに年金受給権が発生して年
金をもらっている人々が、その後にお
ける年金引き上げとの関係においてど
う処理されるか、こういう問題であ
ります。この問題については、やはりど
きただけその後における引き上げに対
応して上げることが望ましいと思いま
すけれども、この点については、財源を
どうするかということが一つの大きい
問題になるかと思ひます。ただ大まか
に言えますことは、私もこの問題は
何か積極的の考えにいたしたい、しか
しその場合の財源の始末を、そのとき
の被保険者集団に全面的に負わせるとい
うことはどうも無理がある。少なくと
も国家公務員について、過去の分につ
いての引き上げを国が全面的に見ると
いうことであるならば、国民年金や厚
生年金についても、一般の国庫負担と
違つた一つの理屈というものが、これ
に適用されていっているのじゃないか
ら、こういうふうな考えを持ってお
りますけれども、どういふふうな原則
でそれをまとめたいかということに
ついて、まだはっきりした考えがま
まつていないので研究をしておる、こ
ういふ状況であります。

それからスライド問題については、
先生方にしつちゅうおしかりを受け
るわけでありまして、私どもの率直な
気持を申し上げれば、厚生年金につ
いても、国民年金についても、実はまだ
日本の年金制度は、スライドをどうの
こうのという議論をする以前に、もっ
と根本的に解決しなければならぬ問
題があるのじゃないかという気持が非
常に強いのであります。スライド問題
というのは、元来どうやら体をなす程
度に年金額が引き上がった場合にお
いて、その価値を維持するという非常
に大きい意味があるわけでありま
す。ところが先生御指摘のように、厚
生年金にしても国民年金にしても、ま
だそこまできていない。その意味にお
いて、まずこの厚生年金も国民年金も、
たよるに値する程度の年金額に引き
上げ、それに応じてスライド問題もさ
らに技術的に考えていきたい。このス
ライド問題は、先生も御承知のように、
非常にむずかしい問題でございます。
世界のどんな国の年金制度におきま
しても、これを技術的にきれいに解決し
ていくというところは非常に少ないわ
けであります。そういう意味で研究
して参り、それから福祉年金の問題に
ついては、先日大臣も申し上げたの
であります。一つ積極的の引き上げの
方向は頭に置いて検討をいたしたい
というつもりで、いろいろ準備を進め
ておるといふ状態でありま

これはだんだんと雇用労働者が拡大を
していく一方なんです。日本の産業構
造の変化から見ても、その一方なん
です。だからそれは大事を踏んで、で
きただけ積立金を多くして、その活用
まで考えてやるといふ別なんです。
そういう収奪方式なら別です。目的
別なら別だけれども、この問題は、ス
ライド制を当然考えていかなければ、
やはり厚生年金といつたしましては制
度的に不備である。この点を一つ改
正に当たっては十分考えていただ
きたい。この意見を申し上げてお
きます。

その次には積立金の問題であります
が、現在厚生年金の積立金、国民年金
の積立金は幾らあります。三月末の
推定でけっこうです。
○熊崎説明員 厚生年金が五千四百億
円あります。
○小山政府委員 国民年金の方は、大
体今二百六十億程度になつておると
思ひます。
○大原委員 厚生年金は五千四百億
円、莫大な積立金でありますけれど
も、厚生年金、国民年金とも、この積
立金の自主運用ということをお前大臣
に強く主張しておられたわけであり
ます。その自主運用についての厚生省
の方針は、基本的にどうなつてお
りますか、お伺いいたします。
○小山政府委員 厚生省がこれらの年
金制度について自主運用を主張いた
したものは、中身の方から申し上げ
ますと、こういう年金というものは、
民生生活に直結した使途に活用され
なければならぬ。それからこういう年金

運用に、それぞれの制度の立場とい
うものが十分反映されなくちゃいか
ぬ、こういうことが基本になつて自主
運用を主張したわけでありま
す。考え方に沿ひまして、大蔵省
とここの二年米いろいろと協議を
重ねまして、方向としては、そうい
う方向への改正を行なつてきたわけ
であります。財政投融資計画を作
りまして、使途別分類を制度的に明
瞭にするということ、法律を改正
しまして、これはすでに昭和三十六
年度分、三十七年度分について実
行して

いっているわけでございます。
なお、残つた問題としては、こ
ういふ趣旨をさらに一段と進める
ために、資金運用部の中に年金特別
勘定とでもいふべきものを設けて、
この仕組みをさらにきつてい
くというふうな考えを持って、大蔵
省と技術的な点についていろいろと
研究を続けて折衝しておる、こ
ういふ事情でございます。
○大原委員 厚生年金の五千四百億
円の運営の内訳がわかつておりま
す。その点を御答へ願ひたい。
○小山政府委員 この五千四百億全
部についての中身というのは、今の
ところ特に取り分けがたいのであ
ります。先ほど申しましたように、
昨年から使途別分類を明確にするこ
とにいたしました。毎年、厚生年金
の積立金の

うようにやるのが政治を偶々まで浸透させることでありますから、その点につきましては御理解をいただきたいと思うのです。この点は私、特に要望しておきます。

それから大臣に、総合的に一つ……。厚生年金の問題につきましては、これは非常に大きな問題です。かりそめにも官尊民卑とか、役人やその他お互いが手盛りでいいことをしているということであつてはならぬ。それから雇用問題や賃金制度の問題や、非常に大きな関係の問題であります。一ぺんに飛躍するということは、いろいろむずかしい点はあると思うのですが、しかし、この問題については相当大きな問題として、厚生年金の改善は、国民年

金の改善とともに大きな問題として一つ大臣といたしましても留意していただいて——これから改正問題が議

論されます最も大きな問題になるわけでありま。最も重要な時期でありま。すが、この点につきましては、前回並びに今回いろいろと指摘をいたしましたので、これらの議論等も十分お考え

いた。たまたま、一瞬、生大図とい
しましても最大の努力をしていただき
たい、こういう点を要望したいと

○灘尾 国務大臣 お話の通りだと私も
思うのでございます。厚生年金の改

善をし、充実をする時期が参っておると思うので、そのつもりでこの問題と取り組んで参りたいと

点を含んでおります。一つ一つの問題点を重要点、次要点に分けて、しかもかなり困難な問題

ではないかとも思うのでございますが、各方面の御意見等も十分参酌いた

ではないかとも思うのでございますが、各方面の御意見等も十分参酌いた

しまして、要当な結論を得てこれを推
進したいと思ひます。

○大原委員 この際私に關連してお聞
きたいところですが、御承知のよ
うに、国民健康保険の連合会の職員に
地方公務員共済年金を適用してもらい
たいという要望があるわけですが、これ
に類似した制度といたしましては、農
協の共済年金や私立学校の共
済年金等があるわけですが、これは
やはりいろいろな問題があると思
ひます。しかし、同じ職場で国の事務
を委託を受けたような格好でやっ
てい
る人が、厚生年金があまりにも貧弱な
ために職場が安定しない。賃金につ
いても公務員並みあるいはそれ以下、こ
ういふことでありますから、それでは
職員の要望にこたえるゆゑんではない
と思ひます。今までの例がある特別の立法を
される等しいとして、一つ改善の措
置をとっていただきたいと思ひます。
が、これにつきましてはいかがで
すか。次長、あなたに答弁してもら
うと反對の答弁をするから、だれか自治
省……

○熊崎説明員 前々から、この問題、
非常に御要望が熾烈であることは、私
ども十分承知いたしております。いろ
いろと検討いたしておるわけござい
ますけれども、しかし現実には、地方公
務員共済制度といふのは、厚生年金
に入っておられない方が、つまり現在
恩給条例その他でやっておられる方々
が、地方公務員共済という一つの総合
的な制度としてまとめるという話でござ
いますので、これはこれなりにまた
理由はあると思ひますけれども、現実
に厚生年金に入っておられる方が、そ
の制度から抜け出してほかの制度に移
るといふことになりまると、先ほど来
申し上げましたように、厚生年金保険
の充実と改善の強化というものを当面
の目標として厚生省としては馬力をか
けてやっております関係上、やはり制
度的な根本の問題にぶち当たる問題で
ございまして、厚生年金の給付内
容の改善をやるといふ中で、ぜひ解決
をしていきたいといふふうな考え方を
持っております。特別な制度を作ると
いふことにつきましては、現在厚生年
金に入っております他の関係の方々
とのバランスもございまして、私ど
もとしては、にわかに賛成するといふ
ことはできないわけでありま

○大原委員 今のような答弁では困
るわけでありま

○熊崎説明員 前々から、この問題、
非常に御要望が熾烈であることは、私
ども十分承知いたしております。いろ
いろと検討いたしておるわけござい
ますけれども、しかし現実には、地方公
務員共済制度といふのは、厚生年金
に入っておられない方が、つまり現在
恩給条例その他でやっておられる方々
が、地方公務員共済という一つの総合
的な制度としてまとめるという話でござ
いますので、これはこれなりにまた
理由はあると思ひますけれども、現実
に厚生年金に入っておられる方が、そ
の制度から抜け出してほかの制度に移

と申上げましたように、厚生年金保険
の充実と改善の強化というものを当面
の目標として厚生省としては馬力をか
けてやっております関係上、やはり制
度的な根本の問題にぶち当たる問題で
ございまして、厚生年金の給付内
容の改善をやるといふ中で、ぜひ解決
をしていきたいといふふうな考え方を
持っております。特別な制度を作ると
いふことにつきましては、現在厚生年
金に入っております他の関係の方々
とのバランスもございまして、私ど
もとしては、にわかに賛成するといふ
ことはできないわけでありま

○大原委員 今のような答弁では困
るわけでありま

○熊崎説明員 前々から、この問題、
非常に御要望が熾烈であることは、私
ども十分承知いたしております。いろ
いろと検討いたしておるわけござい
ますけれども、しかし現実には、地方公
務員共済制度といふのは、厚生年金
に入っておられない方が、つまり現在
恩給条例その他でやっておられる方々
が、地方公務員共済という一つの総合
的な制度としてまとめるという話でござ
いますので、これはこれなりにまた
理由はあると思ひますけれども、現実
に厚生年金に入っておられる方が、そ
の制度から抜け出してほかの制度に移

○大原委員 今のような答弁では困
るわけでありま

○熊崎説明員 前々から、この問題、
非常に御要望が熾烈であることは、私
ども十分承知いたしております。いろ
いろと検討いたしておるわけござい
ますけれども、しかし現実には、地方公
務員共済制度といふのは、厚生年金
に入っておられない方が、つまり現在
恩給条例その他でやっておられる方々
が、地方公務員共済という一つの総合
的な制度としてまとめるという話でござ
いますので、これはこれなりにまた
理由はあると思ひますけれども、現実
に厚生年金に入っておられる方が、そ
の制度から抜け出してほかの制度に移

前進、また現在の各種の保障制度の間
の総合調整といふことが、厚生省の大
きな課題になっておるわけございま
す。その関係において考えます場合
に、たとえば国家公務員でありま

○大原委員 気持はわかるのですけれ
ども、気持だけで納得できない点は、
持っていたから厚生年金の方が悪く
なるというところはないわけでは、そ
ういふ理屈はないわけでは、厚生年金
の方もよくするし、現在ある年金に対
して、それに類似した集団に対して
は、同じような機会均等を与え

○中野委員長 田中總之進君。
○田中（總）委員 今議題になっており
ます児童扶養手当法案に關連をいたし
まして、伺いたいと思ひるのでありま
す。

児童扶養手当も、昨年度に比べれば
六倍の増額になっておりますし、児童
保護費その他の関係についても若干の
増加を見ておることは非常にけ

○大原委員 気持はわかるのですけれ
ども、気持だけで納得できない点は、
持っていたから厚生年金の方が悪く
なるというところはないわけでは、そ
ういふ理屈はないわけでは、厚生年金
の方もよくするし、現在ある年金に対
して、それに類似した集団に対して
は、同じような機会均等を与え

○大原委員 気持はわかるのですけれ
ども、気持だけで納得できない点は、
持っていたから厚生年金の方が悪く
なるというところはないわけでは、そ
ういふ理屈はないわけでは、厚生年金
の方もよくするし、現在ある年金に対
して、それに類似した集団に対して
は、同じような機会均等を与え

○中野委員長 田中總之進君。
○田中（總）委員 今議題になっており
ます児童扶養手当法案に關連をいたし
まして、伺いたいと思ひるのでありま
す。

児童扶養手当も、昨年度に比べれば
六倍の増額になっておりますし、児童
保護費その他の関係についても若干の
増加を見ておることは非常にけ

○大原委員 気持はわかるのですけれ
ども、気持だけで納得できない点は、
持っていたから厚生年金の方が悪く
なるというところはないわけでは、そ
ういふ理屈はないわけでは、厚生年金
の方もよくするし、現在ある年金に対
して、それに類似した集団に対して
は、同じような機会均等を与え

○大原委員 気持はわかるのですけれ
ども、気持だけで納得できない点は、
持っていたから厚生年金の方が悪く
なるというところはないわけでは、そ
ういふ理屈はないわけでは、厚生年金
の方もよくするし、現在ある年金に対
して、それに類似した集団に対して
は、同じような機会均等を与え

ではないかといふような物騒な地点
に、中央児童厚生施設と銘打ってこれ
らの施設を進めるといふ場所の選定に
ついて、私、問題があるかと思ひ
ます。その計画を進められて
おりますが、その予算関係は、私は手
元には三十七年度予算説明の主計局か
らのごく概括的なものだけしか持つて
いないのでありますが、児童福祉施設
整備費の五億四百八十三万円、この中
にその関係の費用が含まれてい

○黒木政府委員 中央児童厚生施設に
つきましては、一昨年七千万円の予算
化ができました、明年度におきまして
は一億円の予算を概算要求中ござい
ます。この内容はおもに土地の整備費
及び外さくらの費用等でございますが、
これは児童福祉施設とは別途に予算の
費目を設定いたしております。

なお、進捗状況でございますが、一応
先ほど御指摘がございました、神奈川
と東京にまたがる田奈地区の弾薬庫の
跡が三十万坪程度ございまして、子供
の施設としては最もふさわしい、特に
自然の風致から見まして、都会の雑踏
を免がれて、子供のすやかな遊びの
場所としては最も適当であらうとい

○大原委員 気持はわかるのですけれ
ども、気持だけで納得できない点は、
持っていたから厚生年金の方が悪く
なるというところはないわけでは、そ
ういふ理屈はないわけでは、厚生年金
の方もよくするし、現在ある年金に対
して、それに類似した集団に対して
は、同じような機会均等を与え

○大原委員 気持はわかるのですけれ
ども、気持だけで納得できない点は、
持っていたから厚生年金の方が悪く
なるというところはないわけでは、そ
ういふ理屈はないわけでは、厚生年金
の方もよくするし、現在ある年金に対
して、それに類似した集団に対して
は、同じような機会均等を与え

ますが、先ほど申しました今度の一億七千万円の予算のうちで、相当部分を弾薬の発掘及び処理の費用に充てるといふようなことで、現在弾薬処理を進めておる最中でございます。大体明年の五月までには一部の施設を整備いたしまして開放するというようなことで、現在工事を進めておる最中でございます。

○田中(總)委員 私もある程度事情を調べてきたのでありますが、昭和三十五年に七千万円計上したということでありまして、発掘が、厚生省としてこういう中央児童厚生施設として作らなければならぬということから出発をしたのではないのでしょうか。われわれの聞くところによると、これは先年皇太子が結婚されて、その皇太子の御成婚記念事業として、民間でこういうものを作ろうという計画で若干寄付金が集まった。当初は相当大きな寄付金が集まる予定であったが、案外金が集まらないので厚生省に持ち込んだのだ、こういうことが言われておるのですが、その点のいきさつはいかがですか。

○黒木政府委員 実は岸内閣の当時、児童の健全育成を積極的にはかる必要があるというような意味の名目で、児童の健全育成のための厚生施設を作るといふようなことで予算が七千万円計上されたのでございます。その後土地の選定等いろいろな案がありまして、結局田奈に落ちついたわけでありまして、その間皇太子の御成婚の記念のいろいろな事業がありまして、それをこちらの方の中央児童厚生施設の設置に合流して子供の国を作ろうということになったのでございまして、発

端は児童の健全育成のための厚生施設というところでございまして。

○田中(總)委員 児童局長はそういうふうにお答えになるわけなんですけれども、これは皇太子の御成婚記念事業として民間の寄付が幾端あった。ところが寄付金も思うように集まらないというところで、厚生省で国の施設としてやるといふことに持っていたというところが、関係者の間でもっぱら評判になっておると思うのです。皇太子はやがて憲法による国の象徴になられる人でありまして、その結婚の記念事業をやられることはあえて反対はしませんけれども、しかしそれはそれで、民間の人たちが、たとえば皇居前に噴水を作るとかいうことも、産経新聞関係者を中心にも多額の寄付金を集めてやられた。ところが国の児童のための施設だということであるということになれば、そういうような特定の人の結婚記念事業などと結びつけた形であることになれば、これは天皇家が政治に干渉しないという憲法の建前から見ても、天皇家自身御迷惑になることじゃないかと思うのです。そういう点から見れば、私はこの事業の発端そのものに相当疑問を持っています。ところが一部開園は来年の五月五日だということでございますけれども、この完成するまでの費用はどの程度予定されておるのか。聞くところによると、今この児童厚生施設の整備費とは別に、三十七年度は一億円を計上しておる。三十六年度のことについてはまだ承っていないけれども、三十五年度が七千万円なら三十六年度も何らか計上しておるのだと思う。それは何のための費用かということの御説明も

いたいただきたい。来年の五月一部開園というのほどの程度のもので開園するの、そのための費用は一億円の予算で十分なのか、また最初の振り出しになったような形で民間からの寄付を——何でも雪印乳業が幾らだとかあるいは明治が幾らだとか、これも必ずしも厚生省に無縁ではないような事業会社か、相当多額の寄付金をいたしたというものが世間へのふれ回りなんです。実際にやられるかどうかはわかりません。そういう不確定なものを見込んだ関係で、国が大枚一億という金を入れて国の事業としてやるといふことになれば、そういう民間からの寄付は内部の施設の備品とか、そういうようなものに振り向けても、やはりこれは国の事業だという形で、すべての国民に——その意味で、地域的には東京なり神奈川なりの子供たちに限定されるかもしれないけれども、あるいは関東における名所の一つになって、地方から来る子供たちも遊びに行くとか、出かけるという事業予算の関係というふうなことに、もう少し詳しくお聞きしたい。

○黒木政府委員 子供の国は国民的なものにした。従って、政府はもちろんのこと、都道府県及び民間の団体、広く国民に呼びかけまして、国民的な事業として完成をしたいという方針でございます。そこで、政府の担当する部門は、土地の整備あるいは基礎工事的なものに主眼を置きまして、屋上のいろいろな子供の利用する施設等につきましては、自治体なりあるいは民間の団体なり、あるいは市民一般の協力を仰ぐというふうな構想を進めておるわ

けでございます。なお、本年度予算措置はないのでありますが、これは土地の選定等に手間がかかりまして、土地の選定がようやく昨年の末にきまりました関係で、本年度の予算措置はとられていないのであります。なお、明年度の一億円の内部でございまして、主としてこれは土地の整地工事、外さくの仕事及びその他の付帯工事が主でございます。

○田中(總)委員 そういたしますと、三十六年度は予算措置を講じていないということですが、これを完成するために、大体どの程度の費用がかかるというお見込みでございますか。

○黒木政府委員 これが構想につきましては、中央児童福祉審議会の中に中央厚生施設の部会を設けてまして、各専門家の方あるいは民間の方たちにお集まりをお願いして、いろいろ検討したのであります。一応十年くらいかかるものを作ろうというふうなことで、大体二十億くらいの総経費が必要であるというふうな構想がまとまっております。

○田中(總)委員 全体で十年計画くらいで二十億くらいををかけて作られる以上、りっぱなものを作られることは賛成します。ところで、その二十億のうちで、局長の答弁を伺っておりますと、国が負担する部分は土地の整地、この土地は大蔵省から何か一時借用という形で約三十万坪を借り受けてやるということのようでありまして、整地及び基礎工事の部分だけでということになると、三十五年度の七千万円、それから三十七年度の一億円ということになるかと一億七千万円程度で、

あとは、今の御答弁によりまして、地方公共団体あるいは民間の一般寄付、先ほど大原委員からもなりました厚生年金事業団からの借り入れ、こういうような関係で約十七、八億円のものをまかなう予定ですか。

○黒木政府委員 さようでございまして。

○田中(總)委員 そのうちで、来年の五月五日の一部開園というのは、どの範囲のことを計画されておるのか。その関係の費用は、今までの一億七千万円を国から支出するほかに、たとえば厚生年金事業団から三十七年度において幾ら借り入れる、あるいは地方公共団体の負担してもらう部分がどれだけ、来年の五月五日一部開園するまでの費用は、二十億のうちで五億円になるのか、ないしは十億円になるのか、その点は一億円の予算をつけた以上は、計画の輪郭というものがあろうと思うのですが、その点はどうなっておりますか。

○黒木政府委員 これが計画の推進につきましては、政府と民間の合同の建設の推進委員会というものを作りました。ここでいろいろな具体的な計画なり、あるいは民間なり自治体との協力の問題についていろいろ作業をやっておるのではありませんが、この地区はA、B、C、D地区というふうに分かれておりまして、目下A地区とC地区の整地工事をやっておるのがあります。これが五月末日までは大体においてめでたがつくであろう、そのうちC地区につきましては、ここを牧場的なものにしようというところで、ある会社からの申し込みがありまして、先ほど申しました建設推進委員会ではいろいろ御審議を願いました

結果、これが寄付の受諾はしてよろしいであろうというような決定を見まして、大体一億程度の寄付によりまして、C地区の整備が来年の子供の日までにはでき上がるというところでございます。

それからA地区の方が主としてこの地区の中心になるわけであります。ここに先ほどお話の出ました皇太子の御成婚の記念の寄付金がありますので、これを中心にいたしまして何か集金場的なものを作ろう、これもまだ設計なりあるいは必要な財源措置は十分にはできていないのでありますが、大体の構想としては、少なくとも今年じゅうには、これが集金場等の構築に着手をしようというところでございまして、従いまして、C地区の一部開園ということは来年は期待ができますので、そこを開園の中心に来年度はしようというような計画でございまして、

○田中(總)委員 大体来年の五月五日までに一部開園するという構想はあったのですけれども、開園するまでの関係の事業経費というか、そういうような関係の予算的な数字的なものが、御答弁では明確に私にはつかぬのであります。一部は国の費用あとは厚生年金事業団からの借り入れ、地方公共団体の寄付金あるいは一般からの寄付金、またおっしゃるようにC地区を牧場にするという関係から、何かそういうような関係のある会社から、一億円ですか、何か寄付金を受けるというふうな関係でやられるという形については、国民的なものにしたという点から、国民各階層からのそういう経費の負担というものも、そういう意味から見れば理想的なものかもしれないけれども、やはり国が主体になっ

てやるという形では、半ば半官半民的な形だけれども、どうも割り切れぬものが実はあるわけなんです。そういうことであれば、これはたまたま児童関係でありますけれども、ほかの関係においでも、かりに民間でそういうような計画を立てれば、やはり厚生省なりその他の政府機関が、それに相当な予算の裏づけをしてこういう事業が進められる。いつかこの委員会でも部対策の問題について質問をいたしましたときに、所管が違いますが、文部省関係で、西本願寺の関係で同和教育センターというものを作った。これは、いわば憲法では、宗教団体には補助金等は出せない建前なんです。ところが財団法人というものができていて、これは同時に、たとえば私学に対して、国が補助金を出せないのですが、しかし私学直接じゃなしに、私学振興会という新しい法人を作った。出しているという実態がありますけれども、この場合には、政府と民間と一体になった事業主体というものが、まだ明確ではないんです。今の予算書の関係から見ると、国が主体の関係ですから、そういう事業主体については、何か別に法律でも出して、今はやはりの事業団というふうなものをまたお作りになる考えなんですか。その点はどうか。

○黒木政府委員 いろいろ将来の内部的な計画はございしますが、まだ発表するまでの段階には至っていないのであります。しかし、とりあえずこの土地の管理事務がございまして、この管理事務は、当分の間横浜市に委託をするというところは決定をいたしておきます。将来の問題としましては、特殊法

人であるか、あるいは国が直接やるか、あるいはそのような自治体に管理を委託するか、またはつきりした方針は、政府としてはきまっています。○田中(總)委員 もしここに新しい事業団でもこしらえてやるということであれば、私は、やはり一億という意味から見れば、予算書の概要の説明の中からは出てきていませんけれども、千万単位の金でも、たとえば児童保護費の単位のおいでは、たとえば産休代替保母費というふうなのは二千五百四十万円です。それでもやはり一項目として抜き出してはいるのです。ところが中央児童保護の厚生施設の関係は、大抵一億という金でも概要の中には出てないのです。もちろん明細の要求の中には、二十九番目の項目の中に出てきていますけれども、そういうことになるか、やはり事業主体というものを明確にさせなければ、この予算は衆議院は通って、一兩日中に成立するわけなんですけれども、そういう点から見ると、私、ちょっとあいまいだと思っております。

そこで、先ほど御答弁になりました建設推進委員会というのは、委員長はどなたがやって、何でも、聞くところによると、これに国会議員も若干関係しているようなことと聞きますけれども、そういうような関係があるのですか、どうですか。その推進委員会のメンバーというものは、どういうことになっておるのか。

○黒木政府委員 委員長が商工会議所の会頭の足立正という方でありまして、なお委員の方は、それぞれ財界なり言論界なり子供の関係のことに関心のあるいろいろな団体の代表の方たちでありまして、国会議員の先生方は委員にはなっていないと思っております。

○田中(總)委員 それでは後はほとんど伺いますが、この推進委員会を民間の人をわざわざわけてやっていると、これに管理運営のための事業主体については、予算を少なくともこれだけのものををつけるのですから、やはりその構想は国会の方へお出しになって、その上で予算の承認を求めるということの方が正しいと思う。そこで伺いますが、最近この子供の国の関係で整地事業が何かだろーと思いうのですけれども、入札をなさったというのを聞いておりますが、それはこの推進委員会が主体になってやっておられるのですか、それとも、厚生省の直営の事業に属するから、厚生省のものとして入札にかけられたのか、その点はどのような事情でありますか。

○黒木政府委員 先ほど申しましたように、将来の問題はともかくとして、当分の間は厚生省が直轄の事業としてやる、ただ土地の管理等につきましては、事務を横浜市に委託するという格好で予算を要求しておるわけでございます。なお、土地の整地につきましても入札の関係は、官房の会計課で直接やっておりますので、詳細はあとで会計課長から申し上げますが、厚生省で直接入札事務をやっております。

○田中(總)委員 先ほどの御答弁では、三十六年度は予算がついていない、三十七年度の関係は一億ついているけれども、これはまだ成立していないのです。そうすると、最近会計課

でやられた整地事業関係の予算というものは、何年度の予算の分について入札をやられたのか。

○黒木政府委員 先ほど申しました、七千万円の予算がすでに一昨年できておりますので、それを繰り越しておきまして、その繰り越しの費用で入札をやったものと思っております。

○田中(總)委員 三十五年度のやつを三十六年度に繰り越すということについては、国会には成規の手続をとってやられておるのですかどうですか。

○岩尾説明員 大蔵省の主計官であります。三十五年度に成立いたしました予算につきましては、経費の性質上というところで明許繰り越しをとっておりまして、それによりまして三十六年度に繰り越しております。

○田中(總)委員 そうすると、会計課長も御出席願うように伺っておりますが、いつ入札されて、厚生省の直轄事業だということになりますれば、直轄事業に基づいての正規の工事請負人というふうな資格を具備したものに基

づいて入札をやられたことだと思うのであります。そういう点は、たとえば指名入札に参加したところの建設業者の名称、そのうちでも大手の五社とか七社とかいう関係はわかりますけれども、そうでないところも入っているように伺うので、そういう関係の一つ会計課長からでもけっこうですか。

○中野委員長 田中委員に申し上げますが、会計課長は今外出中で連絡がとれませんので、ただいま契約係長がこっちへ来るのですけれども、本会議が御承知の通り二時からでありますので、本会議散会後に委員会を開きま

すから、冒頭御継続願ってけっこうだと思ひますが、契約係長まだ来ておりませんので、その点は留保しておいていただいたらいかがでしょうか。

○田中(總)委員 その点が明確になれば、あとの点は、先ほどの質問の形で私の方も意見を申し上げておるの、それでここで保留して、本会議のあとで再開後冒頭に若干の時間をいただきますして、御質問申し上げたいと思います。

○中野委員長 了承いたしました。本会議散会まで休憩をいたします。

午後一時五十一分休憩

午後三時十四分開議

○中野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。松山千恵子君。

○松山委員 私は児童扶養手当改正法案に対して、二、三簡単に御質問申し上げたいと思うのでございます。何分にもふなれで、不勉強な未熟者でございまして、質問点の重複の点などがございます。承りましたときは、一つよろしく御承知いただきたいと思います。

本改正案は、率直に言つて、他の年金改正案と全く同様に、所得制限の十三万円が十五万円に、月手当児童二人の場合千二百円が千四百円にといった、いわゆる支給制限の緩和と月手当の増額がその全部でございまして、その内容はまことにけっこうというべきでございましょう。しかしそれは、あくまで現行法に対してけっこうだといふべきでございまして、その内容には幾多研究すべきものがあるのだと存じ

ます。本委員会でも、すでに先輩諸先生方から、過去幾たび取り上げられました生活基準の問題、すなわち憲法にいう健康にして文化的な生活というのは、はたしてどのような生活というものでありましょうか。これは厚生省はもちろ、専門の学識経験者の方々が、いろいろな社会情勢あるいは財政事情、物価状況など、こまかいデータから割り出された結果、一つの基準が出るというところはわかっておりますが、しかしそれが出たといひまして、国全体の予算から、社会保障にのみ満足が与えられないということもわかるのでございまして。しかし、それでほんとうによろしいのでございましょうか、非常に疑問に思ふものでござい

ます。少なくとも生きるための最低生活だけは保障されなければならないと思うのです。

そこで、まず厚生省が最近調査なさった一世帯基準家庭、夫婦二人に子供二人とか、あるいは夫婦と子供一人の生計費、第一級地と全国平均、さらには、義務教育課程通学中の児童一人を含むいわゆる母子世帯の最低生計費がもしおわかりでございましたら、御教示をいただきたいと思ひます。

○黒木政府委員 御質問にびつたりした資料はございませんが、たまたま昭和三十五年に厚生行政基礎調査というのをやりまして、これで世帯類型別支出階層と世帯人員別に見た世帯の分布の調査がございまして、それによつて母子世帯と一般世帯の支出の關係の——これは大体収入にある程度見合ふと考へてもいいと思ひますが、比較を申し上げますと、一般世帯で、たとえば夫婦に子供一人の三人世帯を考へました

場合に、千九百九十九円未満の支出が〇・一でございまして、それに対して、未亡人の世帯、母子世帯は〇・三でございまして、それから三千九百九十九円未満二千円までの同じような数字が、一般世帯では一・四、未亡人の世帯では三・四でございまして、それから五千九百九十九円未満四千円までの同じ数字で、一般が四・〇、未亡人の方が一三・六、それから七千九百九十九円未満六千円までの、一般で六・〇、未亡人の方で一八・九というように、支出の金額というものは、従つて収入というものは非常に少ないということが予想されるのでございまして。

○松山委員 ただいま御答弁いただきましたことによつて割り出していきま

す。全体の標準家庭の生計費も了解できると思ふのでございまして、その生計費は、実はいろいろ個人々々の場合違ふと思ひます。たとえば設備の整つた母子寮などに入つてゐる方は、家賃も安く済むでございまして、う

し、また普通の間借りなどをして高い家賃を払い、自己の就業のために保育所に子供を預かつてもらつてゐるような母子家庭など、その個人々々によつていろいろ生計費も違つてゐることもわかるわけではございまして。

また、母子福祉資金の貸付、自営業の奨励とか、母子福祉センター、母子寮入所など、福祉事務所あるいは民生委員、児童委員、母子相談員等の活躍でもつて、それによつて比較的恵まれた家庭の中にはあると思ひますが、昨年度厚生白書で拝見いたしますと、各種年金別及び使途費目別割合を見ると、母子福祉年金と老齢福祉年金とに

区別いたしました見場合、母子福祉年金では、飲食費中食糧費が三六・五%酒が〇・一%、これに比べて老齢年金では食糧費が二・三%、酒が三・四%以下母子年金住居費が三・二%に対して老齢の〇・三%、被服費一九・九%に対して一・二%、保健費三・七%に対して一・一%、教養娯楽に至つては母子の場合にはゼロでありまして、老齢年金の場合が八・九%、教育費一五・二%に対して〇・六%、生業資金三・七%に対して一・九%以下となつておりました、これは死別家庭の母子福祉年金でござい

ますが、これが生別の場合は、一般的に死別に対する世の中の同情と生別に對するその見方は、比較にならないものがあると思ひます。その生活が、生別母子世帯の場合、いかに苦難に満ちたものであらうかということ

は、容易にうなずけるのでございまして、また、年金別に見た受給世帯も、一万円以下及び一萬五千元以下の家庭が圧倒的に多く、もとよりそれらは公的年金もしくはここにいう児童扶養手当をいただいている家庭でござい

ますが、なおかつ、先ほど御説明いただきました最低生活費から割り出していきますと、その生活がどんなに苦しいかということがよくわかるのでござい

ます。そこで私は、本児童扶養手当に關連して、一言児童手当制度について御質問いたしたいと思ふのでござい

ます。今ここですぐ実現するということではなくても、少なくとも母子家庭はこれをぜひ前向きに検討し、この母子についてだけでも児童扶養手当にかわる児童手当を実現し、いわゆる所得制限を全廃してもよいのではないかと、御当局のお考え方はいかがでござい

ましょうか。

○黒木政府委員 先ほどの御質問で、母子世帯の生活が非常に苦しいとい

うことを前提にしてのいろいろな御意見がございしましたが、実は昨年全

国母子世帯調査というのをいたしまして、その結果がわかつておりますので、御参考までにちょっとつけ加えていた

だきたいと思ひます。現金収入が月額一万円未満の世帯が、昭和三十一年、五年前には四八%でござい

して、今までに九回ほど御審議を願っておるのではありませんが、近く何らかの成案を得て御検討に供したいと存じます。

○松山委員 ただいまの御答弁によりまして、関係者の皆様の御努力によりまして、次第にその生活状態が向上しつつあることは、ほんとうに喜びにたえないところでございます。この児童手当制度は、雇用対策の問題や、あるいは大中小企業の相違とか、賃金制度の問題であるとか、あるいは所得保障の問題でございまして、そういう重要な面を加えてきておるわけでございしますが、ただいま御説明いただきました中央児童福祉審議会においてもその児童部会を設けて、それについて御審議を進めておられるとかねて聞いておりましたけれども、すでに今までに九回にもわたって審議がなされているとのこと、この点非常に御同慶にたえない次第でございまして、これに対して、まだ何か具体的な御発表をいただけるようなところまではいっていないのでございましょうか。

○黒木政府委員 実は児童手当の問題というのは、非常に関係するところが広いのでございまして。たとえて申しますと、現在いろいろ児童に對する施策がございまして、たとえば賃金における家族給との関係をどうしたらいいか、あるいは現在やっております母子福祉年金と国民年金との関係をどうしたらいいか、あるいは最低賃金制度との関係をどうしたらいいか、児童加給を對象とする厚生年金とかいろいろ制度がありますが、その関係をどうしたらいいかとか、いろいろ各般の制

度との関連がございまして、これをやはり一々説明をしなければ制度の立案はできないわけであります。それから肝心の児童手当制度の目的を一体どこに置くかということにつきまして、外国の例でもいろいろございまして、特にわが国では賃金の形態がだんだん年功序列型から職務給に移行していくに従ってそれに応じてやたらどうかという意見、あるいは子供が多くなるといふことが貧困の原因であるから、子供が多くなればなるほど生活が苦しくなる、そこでそれを解決するために児童手当制度をやるべきではないかと、あるいは児童の権利宣言と申しますが、児童の福祉のためにすべての児童に對してそれをやるべきであるといううような、大きく分けまして三つの目的があるのがありますが、それぞれ目的に意義がございまして、わが国では一体何を主たる目的として手当制度を立案すべきかという目的に關しまして、なかなか意見が一致しないのでございまして。

そこで第一に、この児童手当制度の目的をどこに定めるかということにつきまして、他のいろいろな現行の制度あるいは将来のいろいろな関連制度との調整をどうするかということをもとめておるわけでございまして。しかし、先ほど申しましたように問題が非常に複雑でございまして、こういうことをいろいろ徹底的に説明しておる間には相当な時間がかかる。そこで一応たまたま台として検討する一つの手段として、何らか一応事務的な案でも作って、それに基づいていろいろ目的をきめたり、あ

るいは諸制度との関連を調整していくというふうな作業の方が、進め方としてはいいのではないかと、近頃私たちが事務になりまして、近く私たちがだけの事務当局案というものを作りまして審議を進めて参りたい、進捗して参りたいといううような手はずにいたしている次第でございまして。

○松山委員 外国における例をちょっと拝見いたしますと、一九五八年までには、すでに三十八カ国もこの児童手当に、各国においては、またさらにその面で拡張充実されたと思像されるのでございまして、少くも早くわが国におきましてもこうした制度が確立せられまして、生別、死別を問わず、よりどころのないこの母子家庭に、少しでも明るい将来をもたすことができれば、そのような制度の実現を心から——私自身も、物質的には幸いそうした立場にないものでございまして、精神的精神的にはそうした家庭の方々と同じような状態にあるものでございまして、一日も早くそういう明るい将来を望むことができれば、そのような制度を、関係御当局の御努力をわずらわして実現していただきたいと思っております。それを御要望申し上げて、簡単でございまして、私の質問を終わります。

○中山(マ)委員 ちょっと関連して。この児童扶養手当が初めて創設されたときは、離別された子供たちということがねらいでございまして、最近になりますと、いろいろな雑誌に、この児童扶養手当は二号さん奨励かといううような、少し皮肉な記事も見かけるのでございまして。もちろんそれが二

号さんの子供でございましょうとも、その子供に罪はないのですから、これはあたりまえのことだ。社会保障という大きな面から見ましたら、そういうことは、子供という立場からは私は問題はないと思うのでございまして、そういうふうな非常に皮肉った記事を見ますと、何と申しまして後日本のもういうふうな、いわゆる性的な解放というものが非常に勢いで、私ども年のいった者から見ますと、おそろしいような状態ではならんをしておるわけ

でございまして。それでございまして、それがそういうふうな、ほんとうにいきましたゆえんのもの、ほんとうに子供本位でやっていると、このこと、をぜひ一つPRしていただきたいと、とんでもない放つような生活をして、今までもならおろしてしまおうか、あるいは捨てるというふうな方法で、うう人たちが対処しておりましたものが、何だか公認されたような格好になつて参りますと、若い女性たちを指導する上にある意味では困る面も出てきはないかというのを私はその記事を読んで、ちょっと感じたわけでござ

いますので、これが実際に行動をなすときには、生まれ出た子供の側には何の責任もない、その子供たちに対してほんとうの社会保障という意味でやるのだということを、ききと知らせるにいたさなければ、妙な混乱が起きると非常に困ることがある。今より以上でそういう面における混乱が、これは私も希望いたしませんので、ぜひ一つその点を願いたします。

それで児童手当に切りかえますれば、その面は完全に消えると思つて、私はこういう御処置に對して満腔の感謝と喜びを持っておるものでございまして、

で、この点だけを私の老婆心といひまして、若き女性指導の上で特にこ

で御了解を得ておきたい、こう思っております。

○黒木政府委員 確かに御指摘のよう

な点もありまして、これは社会保障の運営につきまとう一つのむずかしい問題でございまして、御意見に従いまして行政指導のよろしきを得たいと思っております。

○中野委員長 田中蔵之進君。

○田中(總)委員 午前中からの質疑に續いて、最近にどうか、三月二十日ごろ、午前中御質問申し上げました子供の国の、多分整地作業だろうと思ひますが、そのことについて入札が行なわれたように伺うのでありますが、この関係は、予算的には三十五年度の七千万円が繰越明許費で三十六年度に繰り越されておるので、この関係の実施に伴う工事契約のことだという点は、主計官の答弁で了解できたわけなんです、その二十日の入札に参加したのは、どこで、この参加したところは、いわゆる建設省その他の官庁が行ないます公入札の形式に基づいて、入札参加者の資格条件というふうなものが当然具備された者によって行なわれておることと思うのでありますけれども、入札参加者の中にそういう資格条件の点について云々される人もあるやに聞いておりますので、この間の事情を担当の会計課長からお答え願いたいと思ひます。

○今村政府委員 この前行ないましたのは、三十五年度の予算を三十六年度に繰り越しまして、その部分の入札であります、参加者は、大成建設、清水、

鹿島、間組、佐藤工業、富士電機株式
会社、東起業の七社でございます。こ
れはいわゆる大手だけを掲げますとい
ろいろむずかしい問題があるもので、
大、中、小取りまぜてというような格
好にして選んだものであります。それ
からいずれも都道府県知事の登録とい
うものをとっております。経歴書、資
本金、そういうようなものも調べてあ
ります。それでいよいよ正規の競争入
札ということをやって、一回、二回、
三回といずれも相当金額の食い違いが
ありまして、四回もやりましたところ
が、大手五社全部が辞退して中小の小
さい方に固まったわけでありまして、

○田中(總)委員 そのうちで、大成、
鹿島、清水、佐藤、間、これは土建業
界でも大手と騒がれているのでありま
すけれども、東起業と富士電機は本省
登録なんです。今の御答弁では神奈
川県での知事登録ということですが、
建設業者は、御承知のように本省登
業者と知事登録の二種類があるわけな
んですけれども、本省で通例やる競争
入札の場合の条件は、いわゆる建設大
臣登録業者だけのように官庁入札の内
規はなっているように伺っているの
ですが、その点はお調べになったのかど
うか、重ねてお尋ねいたします。

○今村政府委員 正規には、本省のい
わゆる建設省登録というものは、二県以
上に事務所を持つていないもの、とい
うのは、都道府県の知事登録である。
ただし登録をしておればいいのであ
って、他府県どこへ行っても建設業そ
のものはやれる、こういうふうには記
憶いたしております。それで富士電機
につきましても、これは東京都の登録

で三十五年に始めたのでありますが、
二年更新ですから三十七年三月二十一
日に正規に登録してございます。東の
方は、今調べますと、これも登録の手
続はしてございます。

○田中(總)委員 そうすると、昭和三十
五年三月二十一日に東京都知事の登
録を受けておられるとおっしゃる、そ
ういう意味でございましょうか。

○今村政府委員 三十五年三月二十一
日に、東京都知事の登録の二万四千
四百一十一号、それから二九年後の三十
七年三月二十一日、(の)二万一千四百
四十一号ということと登録の更新をし
ておまして、現在有効期間であります。

○田中(總)委員 そうすると、会計課
長の御見解では、そういういわゆる本
省関係の直轄の事業の工事入札参加
に、東京都知事あるいは神奈川県知事
の登録があれば、いわゆる大手の本省
登録と同じような形で入れて差しつか
えないという、これは当然法的な、行
政上の取り扱ひの根拠があつておやり
になつておることですか。

○今村政府委員 法的な根拠は、実は
そこまで――都道府県知事認可のもの
は排除するという規定にはなつていな
いというふうな記憶しております。も
のによりけりで、何億というような大
工事を行なう場合においては、大体建
設省登録のうちから選ぶというのが慣
例だというふうな聞いておりますけれ
ども、まあ二千万、三千万というよう
な、仕事の種類によりまして、状況に
よつては必ずしも建設省登録でなくとも
差しつかえないというふうな考へて
おります。

○田中(總)委員 その点はやはり法規
の点で私は疑義があると思うのです。
しかもこの富士電機は、私の調べたと
ころでは、何か防衛庁関係から推薦さ
れた。しかも、これは三十六年度に
やったのか三十五年度にやったのか知
りませんけれども、午前中にも伺った
のであります。この敷地がもとの火
薬庫でありますから、弾薬などの清掃
関係の工事をやらせるのに防衛庁の方
で推薦されてきた、こういう事情を聞
いておるのであります。その点は、私
が申し上げるような、そういういきさ
つなんでしょうか。

○今村政府委員 お答えいたします。
実はそういう弾火薬の取り扱ひは非
常に危険でありますので、契約という
よりも、厚生省の事務次官の方から防
衛次官の方に、自衛隊でやってくれぬ
かというふうな最初に申し込んだわけ
です。ところが返事がありませんで、そ
れには応じかねる、従つて、掘り出し
ました弾火薬につきましてもの処理、い
わゆる焼却とか投棄というふうなもの
については自衛隊で引き受けるが、掘
り起こしについては、今の作業の都合
上その他で協力できないというふう
に断られたわけなんです。それで事務局
長なり会計の方なりで、防衛庁の方と
何とか再三やりましたが、うまくいか
ない。ただ、特殊な技術を要しますの
で、どんな会社でもいいからというこ
ろで弾火薬の掘り起こしというふうな
ものを競争入札させるといふわけには
いかぬ。どの業者が一番いいだろうか
というのを、厚生省の方から防衛庁
に聞いたのであります。そうしたら防
衛庁の方から、直接業者を指名するわ
けにはいかなない、それで、自衛隊の退
職者で作つております隊友会という会

があるから、一つそこに相談してみた
らどうかという返事がありました。そ
こに聞いたわけでありまして、聞きまし
たところが、この富士電機というの
が、弾薬の処理に経験のある自衛隊員
が退職して入つて、比較的多い数を擁
している、従つてそこがいろいろいい
か、専門的な技術も持っているはず
である、こういう御推薦といひます
か、隊友会の方からの回答がありまし
たので、それと契約を結ぶということ
にしたわけでありまして。

○田中(總)委員 その隊友会の会長さ
んが参議院の木村篤太郎さんだとい
ふに伺つてゐるのですが、その点は
御存じですか。

○今村政府委員 私は存じておりませ
ん。隊友会の存在そのものも実は知ら
なかつたわけでありましてけれども、そ
こで事務局長あてに文書を出したよう
な次第であります。

○田中(總)委員 この点が特に厚生省
として――特に子供の国というか、平
たい言葉で言えば子供の遊び場です
から、火薬庫跡をやるといふことにな
れば、火薬等が残つておつて万一事故等
があつてもならぬという点で、火薬庫
の跡でありますから自衛隊に火薬等の
清掃を頼んだ、これは当然のことです
し、きわめて時宜に適した厚生省のや
り方だと私は思ふのであります。が、し
かもそれが、こういう社会的にも、午
前中の御答弁によりまして、国民的
な真心のこもつたものとして作らうと
いうものに対して、自衛隊としての受
けとめ方がきわめて不親切だと私は思
うのであります。災害等の場合には、
これはもちろん自衛隊法の規定もあり
まして、要請があれば出動もして、あ

る意味からいへば、そういう面にお
いてこそ自衛隊の活動が感謝されてお
るという現実の上に立つて、特に厚生省
からこういうことについての要請があ
つたのを、自衛隊としては引き受け
られないからという形で、自衛隊の退
職者でもつてこしらへている建設会社
か何か知りませんが――こは
大体建設関係は本業でないように私ど
もは伺つてゐるのです。もちろん自衛
隊におつた人はいらぬは扱つた経験が
ありかもしれませんが、富士
電機という会社の名前から見まして、
どうも普通の建設屋さんはそういう名
前はつけないと思ふのです。たとえば、
電気工事に付随する建設工事等をや
れるという例は聞いておりますけれど
も、そういう点で、この富士電機とい
うものが子供の国の建設に指名業者の
中に入つて――厳密にいへば建設大臣
の登録ではないのであります。ことに
東京都外の神奈川県における工事を
やる。しかもその点は、厚生省が自衛
隊に、専門家に頼まなければならぬよ
うな関係の仕事から登場してきておる
というところに、たとへばその富士電
機という会社と自衛隊との間に、何か
特殊な関係があるのではないかとい
うことを勘ぐられてもいたし方ないよ
うな状況にこれはあるわけなんです
ね。しかも、先ほどの今村会計課長の
御答弁によりまして、それは二十日か
らかどうか知りませんが、四
回入札をしたけれども値段が合わない
かつた。もちろん予算との関係もある
だろうと思ふのですけれども、しかし、
値段が合わないから入札が取りやめに
なつたということについても、これは
もちろん最低値入札という公入札の例

いか、こういう点を懸念しますので、この点は一つとくと十年計画でおやりになるということで、当面三十七年度には一億円の予算がついているようでありますが、あと一つ格別に、このための審議会もおありのようでありますけれども、お考えをいただきたい。

それからもう一つは、この管理、運営を当面横浜市におまかせするということも、これは適宜なことかもしれない。

ませんけれども、あまりそういうことで事業団ばかりで感心しないのでありますけれども、できればやはり民間の

そういう方面のエキスパートにも参加してもらえような、小じんまりとした専門的な管理、運営の主体的な条件

は、少なくとも億という予算を要求される以上は、皆さん方がやはり行政の片手間でやられるというようなことで

は、私はせっかくの趣旨を生かすことにはならないと思うので、管理、運営はやはり建設途上からでも確立した方

がいいのではないか、このように考えますので、この点の最後の部分は私からの要請でありますけれども、特に厚

生大臣にお考え置きをいただきたいというのを申し上げまして、私の質問を終わります。

○中野委員長 小林進君。
○小林（進）委員 私は、免除の内容についてお伺いをいたしたのでござい

ますが、三十七年度において、抛出の国民年金において免除されるものを大體どのくらい予定せられておるのか、

承りたいと思うのです。

○小山政府委員 来年度においては、一応一〇%程度のものが免除を受け

る、そういうことで一応収支を見込んでおきます。

○小林(進)委員 一〇%といひますと、大体何人になりますか。

○小山政府委員 およそ百六十万人程度になると思ひます。

○小林(進)委員 百六十万人の中に、法定免除と申請による免除があるわけでごいひますが、その内訳をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○小山政府委員 法定免除は、そのうちおよそ五十万程度でございひますが、残りが申請免除でございひます。

○小林(進)委員 法定免除と申請免除を含めて、免除をされる人たちの職業別、階層別の内容をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○小山政府委員 特に免除を受けておる人々の職業別、階層別の調べをしておりませんので、ちよつと手元の資料ではお答えしにくいのでございひます。

○小林(進)委員 三十七年度の予算の折衝において、厚生省は大蔵省と折衝されましたときの免除される人の推定人員と、折衝の後に確定をされた免除者の数量には、相当大きな開きがあるわけでありまして、最初厚生省がお出しになった数字と、確定せられた数字と、両方お聞かせを願ひたいのであります。

(委員長退席、藤本委員長代理着席)

○小山政府委員 最初私どもは、二百六十万程度免除があるものという推定で、それに必要な費用を要求したわけでありまして。その後、いろいろ折衝いたしました結果、さしあたり今年度の免除の実績をもとにして考えますと、大体一〇%くらいのところになつてついであります。こういふようなことで、ただいま申し上げましたおおよそ百六十万

程度というものを計上することになつたわけでありまして。

○小林(進)委員 申請に基づく法定免除の五十万は、厚生省、大蔵省の間でそういう数字の違いはあまりないと思ひうのでございひまして、二百六十万から百六十万に落ちたこの数字の差というものには、主として申請に基づく免除者の数に差があったと思ひます。ところが、どうして一体百万もこういう狂いが生じたのか、お聞かせ願ひたいのであります。

○小山政府委員 結局、将来免除者がどのくらいになつたら落ちつくかということについての見通しの違いであるわけでありまして。私どもは、この予算を組むときに出て参りましたところの免除の数字というものは、必ずしも出るべき免除が完全に出切つていくといふふうには考へるわけにはいきません。これは相当ある可能性があり得る。この予算を組みました当時の免除の実績は、ちよつと八%程度であつたわけでありまして。それで、その当時の実績をもとにして見まして、大体全国ならして一五%くらいまでいくことを、一応覚悟しておかなければいかぬといふので、一五%程度の数字を頭に置いて、先ほど申し上げた数字を算出したわけでありまして。これに對しまして、実際に組んだのは、それはあるいはさうなるかもしれない、しかし何分今八%しかいっていないのだから、一〇%くらいのところを見ればいいのではなかつたかといふことで、こういう数に落ちついたわけでありまして。

なお、申し上げる必要があると思ひうのであります。これはしよせん義務費になるわけでありまして、両方とも免除の線として描いております線は、全く同じなものであります。現在、実務上使つておりますあの免除基準を使つて、実際にやつた結果出て参りました免除者に対して、国庫負担をする措置を講ずる。従つて、あの当時のものさしでも一番出ておつたのが高知県でございひますが、高知県は、すでにあの當時二〇%をこえる免除者が出ております。そういうものさしを使つて、実際上出てくる人間に対する国庫負担として幾ら要るか、こういう見積もりを一つ上して見ると、それに必要な費用を計上しておくか、あるいは一五%として見てそれに必要な費用を計上しておくか、というだけの違いでございひまして、その数字を一五%として見ておけば、實際上免除が非常にゆるくなる、一〇%と見ておけば、免除が非常にきつくなる、こういうような違いはないわけでありまして。

○小林(進)委員 実は私の申し上げたのは後段でございひまして、予算要求の数字として一五%をお用ひにならうと、一〇%をおとりにならうと、それは私ども一向差しつかえないのであります。不足になつたら追加すればよろしいのでありますから。ただ、おつしやいましたように、やはり一つの予算の範囲に百六十万という数字が現われてくると、その中で免除者を押さへようとして、過酷な審査といひますか、算定をされるのではないか、この点を非常におそれているわけでごいひまして、今もおつしやるように、細則だから規則だから知りませんけれども、基準といふものをもちになつて、その基準に当てはめて免除者を、申請免除の方をおおきめになるというのであります。

が、この点を私どもは非常におそれているわけなのでございひまして、昨年度の通常国会でも私はこの問題をお尋ねいたしました。あなたは、その心配はないとおつしやいました。ところが、あつた。実情に即しましては非常にある。われわれが町村別に見て歩きましたも、当然免除になるべきような人々も免除にならない、あるいはその手続を知らずして、やりくり財産の中から、隣近所をおもんばかつたりして、いやいやながら、ない財布を払つて年金料を払つておるといふ方もあります。この点を私は非常に懸念するのであります。一体全国公平にいくという自信が、おありになりますか、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○小山政府委員 小林先生が御心配になつておられます点は、実は私どもも最も意を用いて運用に当たつておる点でありまして、現に出てきておる免除は、本来出るべきものが出切つていくかどうか、何かそこに実際の仕事の進め方の上にゆがみがあるのではないかと、いうことは、常に検討をしておるわけでありまして。今のところ、私ども各県の実績を見ておりました、大体出切つたと思はれる県と、まだまだどうも出切つていないと思はれる県と、そういうニュアンスの違いは若干ございひます。しかし、全体の姿として見まして、これを、生活保護の保護率の分布の状況、あるいは各府県の貧富の状況等を勘案して比べて見ておるわけでありまして、傾向としては思つたより工合よくいっておる。たとえば先生の一審御関係の深い新潟県等について見ますと、今一五%免除が出ております。

私の感じからいひますと、新潟県はもうちよつと、一%か二%くらいふえることがあると思ひますが、まあ一五%ば、まずあの県としては、現在の免除基準で引いたのでははば妥当なところについておるのではないかと、こういうふうにしておるわけでごいひまして、これは常に實際に即するように努めていかななくてはならぬ問題でございひますが、御注意のような気持でやつておりますので、この点は御了承願ひたいと思ひます。

○小林(進)委員 これは全社通の広報出版部で出している「ねんきん」という雑誌ですが、この中には小山さんのお書きになつてゐる原稿も載つております。それによりますと、三十八年一期末の都道府県別の検認率が六六・八%になつておるわけでごいひまして、この六六・八%の中の一五%が免除になつておるとおつしやるのでございひますか。

○小山政府委員 新潟県について申し上げますならば、新潟県の二月の被保険者は、強制加入で五十一万八千人おるわけでありまして。このうち免除を受けておる者が七万七千人、従つて、免除を受けておる者は、強制加入被保険者の一五%に当たる、こういうことになるわけでありまして。

○小林(進)委員 強制加入者の総数に對する比率ということになるわけですね。

○小山政府委員 さうであります。

○小林(進)委員 ほかの県も同様でありますけれども、新潟県は、主とし

○難尾国務大臣　現在の保険料が高いか安いかにいうことについては、いろいろ御議論があると思いますが。われわれといたしましては、日本で国民年

いますので、私は負担能力という点から申しまして、それほど過重な負担をしておるとは考えない、また、年金の内容につきましては、しばしば申し上げておりますように御協力を得て漸次

この点はかなり保険も進んで参りましたので解消したと存じますが、国民年金につきましても、われわれも努力いたしますし、また皆様方の御協力を得

○小林進委員 大臣は上手なお言葉でおっしゃいました。御協力によりましてなんとこのようなお言葉がありますが、実は社会党は実際は協力しなかったのです。この政府の国民

よって、私が調べただけでも二十数種類の登録をせしめる方法、手段を講じておいでになる。あの手この手で実に巧妙なそのときの状況に適合した方法

こう、こういうふうに考えているわけ
でございます。その免除を戦い取ると
いうことも、何も私どもは、生活があ
り余って暮らしの楽な者までも政府の
政策に反対をせよという、そういうが

ない。こういうことで運動を進めていくという考え方に立っているわけでございます。幸いにして池田内閣の施策が当を得て、今も大臣がおっしゃるよ

○小山政府委員 免除の基準の問題については、もう先生には繰り返し繰り返し御説明申し上げたわけでございますが、それを繰り返すようなことになるわけでございますが、さしあたり問

のさしで、これはものさしを適用した結果を数値に表わしたわけでありまして、それで現在取り扱いをいたしておるのであります。

○小林(進)委員 それから町の場合、労働者の場合ですね。

○小山政府委員 それから労働者の場合におきましては、十六万五千円未満程度でありますならば免除をする。それから十六万五千円から二十万程度の間に位置するものは、申請の内容を検討した上で免除をする。二十万をこえたならば免除しない。大体こういうふうな結果になっております。

○小林(進)委員 農業世帯十八万五千円と二十万、一万五千円の開きはどうかということでしたか。

○小山政府委員 これは課税総所得金額に把握されます実際の所得と、それから課税総所得金額との関係において、勤労世帯の方がそういうふうな結果になっておる、たまたまそう現われておるといふわけであります。基準で申し上げますと、両方とも全く同じ基準を適用しているわけであります。

○小林(進)委員 ここで私は一つ大蔵省にお尋ねしたいと思うのですが、この前も私は時間がなくて質問を半分にして終わったのですが、これは国民健康保険においても国民年金においてもそうなんです、国民年金は強制です。国民健康保険も、国民健康保険も保険税です。国民健康保険も税金といふものはやはり体系は一本にしていかなければならぬのではないかと、こう考へるのであります。私はあまり税法のことでも税の種類も知らないのですけれども、たくさんある税金の中に、この国民健康保険税のように、世帯割だの所得割だの均等割だのという形で所得があろうとなかろうと税金をかけるやり方、国民年金の方は、御承知のように貧富にかかわらず一律に百円、百五

十円というものを——もちろん免除の規定はありますけれども、それ以外は所得に関係なしにこういう課税をなさるといふやり方が一体理論的に正しいものかどうか、こういう税制のあり方が妥当なものかどうか、大蔵省の考え方を聞かせたいと思います。

○小山政府委員 大へん大きな問題でございまして、最初の税の体系の問題でございまして、私も主税局でございませぬので、そう詳しく知っておるわけではございませぬ。しかし、社会保障制度という全体の制度を考えてみない、どこまでを各自の拠出をもってまかなうかということには、おのずから沿革的に、あるいは現在の日本の状況におきまして限度があるわけであります。従来租税というものは国の一般費用をまかなうという意味で徴収される、そして国の一般行政費というものは時代によっていろいろ変わってきております。昔、警察国家といわれまして、た分には、本年軍備とかそういうものにしか使われなかつたけれども、だんだん福祉国家になって参りますと、国の予算をもつてまかなう部分がふく取っていく、その目的を中心に税法といふものが考えられておるわけであります。そこでだんだん近代的になりまして、国家の機能の中に所得の再配分という機能が要求をされて参りました。租税の中でもその部分に充てるものが出てくるわけでありまして、その部分が、現在いろいろと予算上問題になっておられますような国庫負担の問題として考慮されている。一方、社会保障制度全体からしますと、昔からの世

帯の連帯という古い思想がございまして、たとえば小さく申しますと老人といふものは家族が扶養しなくてはならぬといふことで、年をとられた者については子供がめんどうを見ようといふところから、だんだん近所に発達して参りまして、それから近所のものから広く全国民が、社会が共同してそういうた事故を保障しようじゃないかというふうな思想が出て参りまして、その方から参りますと、お互いに自分から金を出し合つてそういう事故を保障しようという思想が出てきておるわけでございます。そこで今申されましたような非常に苦しい人に対して、貧富に応じて掛金を取るようにしたいという、税金といふものを一歩そこに置いておいて、掛金の問題として取り上げます場合には、年金の場合におきましては、ある一定の免除基準以下の人につきましてはこれはもう全然取らない、それ以上の人につきましては貧富にかかわらず百円、百五十円というのを取っておりますのは、そういう最低の人を基準にいたしましたも定額の百円、百五十円というのには非常に少ない額である、これならば保険料としても負担できるであろう、なおまた、所得その他の問題はございませぬけれども、現在の状況においては、実際上所得の把握という点が技術的に困難かと思ひますので、実際的に社会保障といふことで、最低線を基礎に百円、百五十円というものを考えたということでございます。

それから国保につきましては、やはり所得に応じて取り方になるわけでございます。まあ均等割については、先

生のおっしゃいましたようにそういうものに関係なしということになるわけでございますが、やはり保険の持つております掛金、いわゆる自分の事故といふものはみんなの掛金をもってまかなつていこうという思想から出てくる掛金であるので、そういう点に所得再配分の思想を持つてくるべきではないかということになるわけでありまして、以上のように私としては考えておるわけであります。

○小林(進)委員 私は今の御説明では納得がいけないのです。それでは八種類も九種類もあります各年金の、せめて年金だけの間においては一律の年金料がかけておられるというならばよろしいけれども、国家共済はもちろんで、厚生年金においてもそうですが、他の年金においてもこういう一律の百円、百五十円というような掛金の制度がありますか。これくらいいざらばらの保険料の制度はないと思う。これは学問的に見ても、筋から見ても矛盾じゃないか、それを私はお尋ねしているものであつて、こんなものは、全く思ひつきで掛金をきめておる実にイー・ジー・ゴイングなやり方で、私はけしからぬと思つておる。税金の建前は、所得があればかける、所得のない者には税金をかけないといふのが、税の原則じゃないですか。一体なぜこういう国民年金だけにその税の原則が用いられないのか。先ほどあなたのお話が高邁なる御説明がございましたが、高邁な点は別といたしまして、その中の一つ理由に、査定がむずかしいからおっしゃつたけれども、国民年金をかけたくなかならない階層の所得の査定がむずかしいから百円、百五十円の

一律でいくなどというものは、私は無責任な答弁だと思つたのでありまして、それほどむずかしいなら所得税もおやめなさればいいし、あるいは住民税も市民税もやめたらよろしい。そつちの方にはちゃんと一個々々の収入がわかつていながら、国民年金に關する限りは、その人の所得を押さへることが困難だから一律の掛金でいくなどということは、私は通らないと思つたのであります。その点についてお聞かせ願ひたいと思ふ。

○岩尾説明員 保険という言葉が使われますと、やはり日本では生命保険の概念が非常に強固に響いてくるわけでありまして。しかしながら、現在考えられておられます年金については、むしろ生存保険の概念であります。生存保険といふものは、やはり自分で掛金をかけて、そしてそれに見合う給付を老後においてももらうという思想でございます。生命保険のように、掛金をかけておいて早く死ねばもうかる、たくさん返してもらうという思想とは全く逆な思想であります。しかし、従来日本では、生命保険というようないふことが普及しておりますために、その辺が、同じ保険といふ言葉を使いますと、やや混乱を生ずるわけでございます。そういう点があると思ひます。そこで、實際上共済組合あるいはその他の組合におきまして、標準報酬によりまして各所得に応じて掛金をかけて、そして給付をもらうという場合には、自分の掛金の額に応じて給付をもらうという形で保険方式がとられておるわけでありまして、従ひまして、年金につきましても、今申しましたような意味においては、所得に応じて掛金を納

めていただき、そうしてその掛金に應じたような給付を将来において出すという思想は、十分あり得るわけでございます。しかしながら、現在は制度の最初でもございまして、私が事務上非常に困難であると申し上げましたのは、現在所得税につきましては、全国的にある均衡の線をもって課税をやっております。しかしながら、地方税におきましては、地方税の取り方に方式の違いもございまして、實際上地方税の課税標準というものが、そのまま全国平等のものとして取り上げる段階に至っておられないわけでございます。幸い本年度の改正によりまして二方式がとられました。従来四方式であったのが二方式になったわけでありましてけれども、この方式におきまして、若干各都市において違いがあるわけでございます。やはり楽な都市はすぐ取るといような結果になるわけでございます。それを基準にいたしますと、所得比例といいたしましても掛金が安くなるということも出てくる、高いところも出てくるという結果になるんで、その辺が、所得税と同じように、所得税課税以上の人は取れるのですけれども、以下の人についてはなかなか技術的に困難だということを申し上げたわけでありまして、それから、それ以外に、やはり現在の均一通減保険料というものを基礎にいたしますと、均一給付ということになるわけでございます。もしこれを所得に応じて保険料を納めていただくということになれば、将来は給付額につきましてもそれに応じた給付ということになるであろう、そういう改正を考えたわけでございます。その辺が検討の一つの問題だと思っております。

○小林(進)委員 若干あとの方は聞き落としたけれども、前の方の生命保険の概念からこの徴収方法が生まれているという、これは実に貴重な御意見なんです。

○岩尾説明員 いや、生命保険じゃない、生存保険であるというふうに申し上げたのです。

○小林(進)委員 前の方を聞き落としたが、それではいま一回答弁をお願いしますか。

○岩尾説明員 どうも恐縮でございますが、私の申し上げましたのは、日本では生命保険というものが非常に普及しておりまして、保険と申しま

す生命保険という概念が国民の中に普及しておるのではないかと。そこで生命保険というのには掛金を納めて、悪く申せば、早く死ねば保険料がもらえるということになるわけなのですが、今

発達しております、かつ議論になっております年金というのは、生命保険ではなくて生存保険でございますから、従って、自分で掛けた掛金を、老後に

積み立てたものをもらうという思想になつておるわけでありまして、掛金が給付の一つの根源になるわけでございます。そこで、そういう意味からい

て、掛金が多くなればそれだけ給付も多くなるわけではなくて、いかなという思想になりますので、年金についても今のようないくつかの思想が入ってくる、こう申し上げたのであります。

○八木(二)委員 関連。先日質問のときに、厚生省の当局にも大蔵省の当局にも申し上げたわけでございますが、そのようなことは、この前申し上げた

過程から、年金をやるのに社会保険という概念を技術的に使うということか

ら、それからあとにできてきたものでなければならぬ。年金はあくまでも本質的には無拠出年金が至当である。ただし、無拠出年金では、国家財政との関係上年金額は低きに失した工合に

しかできない。またもう一つは、大ぜいの対象者に支給ができないので、そのことを勘案して現在の国民の直接の拠出、それを加えて国庫負担とともに財政の基礎を作つて、それで拠出年金制というものを作つたということにならうと思つております。そうならば、それをや

る具体的な方式として民間の保険に似ており、またそういう徴収の点については保険という言葉をはかの制度でも使つておられますので、社会保険と称し、年金保険料と称し、そういう言葉を使つただけであつて、もとの根底の意義は、大ぜいの所得保障を必要とする人に所得保障を十分にあげたい、その財源のために、一般国民から

直接的な負担をしてもらおうということから始まつておるわけであつて、そこが途中ですりかわつてしまつて、保険だから、たとえば今の単一の保険料、同額の保険料に対して同額の給付ということは、普通のしろと——しろとでなくて、くろとも含めて、算術計算でそういうことはすぐわかりや

すけれども、そんなことでは金持が楽をし、貧乏人は苦しんでもかまわなというところと同じである。社会保険はそうでなしに、貧乏人は貧乏をす

る、金持はぜいたく三昧しているのを、その分を幾分分けなければいけない。所得再配分からいっているのだから、同じ保険だから同じ給付をもらうというやうな昔の概念では、この社会

保障は論ぜられないということになる。保険の概念からいけば、たとえば所得比例方式の保険料システムに変え

たならば、たくさん出した人はたくさんもらうのがあたりまえじゃないかと

いうことは、これは民間保険の精神がそのまま変わつただけであつて、何の

役にも立たない。やはり出したものが多くても少なくても、所得保障の必要

な人に必要な給付がいくということに、この制度内の所得再配分が行なわ

れなければならぬ。それをほかの例で見ますと、国民健康保険では非常な

納入の差がある。私自身、年間四万円

ほどの国民健康保険料を納めておる。しかし病気をしなければ、これは医療

保障のあれですから一つも——病気を

したときでも、飛び切り三倍の給付や

十倍の給付をいただくわけではありま

せん。これは医療給付だから技術的に

困難だといふやうな考え方なしに、

あくまでも病気のときに心配をしない

で必ず対処できるやうな制度であるか

ら、そういうことができたと思つて。特

に医療給付だから、ひん曲がつた考え

の人がそれをねじけやうと思つても、

あなたは生きてよろしい、あなたは半

分死んでもよろしいといふことはでき

ないから、すばつと入つていふんで、

病気のときのそれに対処する方法も、

老齢者に対して所得保障をして生活の

安定を期すといふことも、社会保障概

念から言へば同じでなければならぬ

い。従つて、年金の保険料が所得比例方

式に変わった場合も、多少のことは、

技術的にとかくのことではあるかもしれ

ませんが、本則としてやはりその概

念は、たくさん払つた人も少ない人

も、まけた金額によつて、所得保障を

必要とする人にその給付がいくといふ

所得再配分の方式がとられなければなら

ないと思つて。そういう意味では厚生省

当局も大蔵省当局も十分おわかりと思

うのですけれども、世の中で社会保障

の意義をてんで知らない人、知つてい

るやうな人、半分は理解しか持っていない人、そういう人が世の中の識者の

います。どうしても老後の年金は掛金で支払うという思想がここに盛り込まれなくてはならない。しかし、あのときもお話ししたように、もし国民年金を国民全体のベーシックなものに考えて、国民全部が最低国民年金だけはもうんだ、そしてそれは国家の再配分思想から出てくる税金でまかなってもらうのだということになれば、それ以上のものはそれぞれの労働形態、給付形態に応じて出ていくんだというふうな思想になりました。それはそれとして考えようがあるんじゃないか、そういうふうな考えでおります。

○八木(一)委員 この前厚生省当局にも大蔵省当局にも、その問題について私は質問をしましたので、それ以上重ねてあまり詳しく申し上げませんけれども、小林委員に対する答弁について、根底について十分な御説明なく、部分的にだけされますと、所得再配分の精神について政府が非常に考え方が足りないようになっては政府に対する誤解になりますし、また、問題の推進の逆になりますので、再度重ねて申し上げたわけでありまして、基礎的には、私の申し上げたような方向がとらるべきであるということは、原則的に厚生省も大蔵省も理解しておいでになる。

ただし、この前も申しましたように、たとえば労働者年金によって、生産手段を持たない人があった場合に、また労働者以外でもそういう状況があるかもしれないけれども、個人的な努力の分についてのプラス・アルファというふうなことは、現行法にすでに各種年金にそれがございまして、それは無視もできないし、また年金額の絶対額が少ないうちに、その方法によってこれを奨励する、老後のことをみずから力も加え、社会的にも加えて、これを確保するための努力をするということも奨励するということの意味のことも、現時点としては十分に配慮されなければならぬと思うのです。ですから、それが先にならば、一番困った人たちが、基礎的なものが確保される道がおそくなったり、遠くなったらいけないと思う。第一義的には基礎的なもの、それとあわせて、現時点におけるそういうようなプラス・アルファの努力、それが行なわれなければならぬと思うわけですから、それについてもう一つ……。

○岩尾説明員 先生のお気持はよくわかりますので、十分検討いたします。○小林(進)委員 私の方はさっぱりわからぬのであります。先ほどからお尋ねしておるのであります。どうして一体年金の中でも、所得に基づいて年金料を納める人々と、所得にかかわらずに強制的に取上げられる、こうあるのはどういうわけかということをお尋ねしているわけなのでございまして、私は税を担当せられておる大蔵省当局としては、その矛盾をお考えにならないのかどうか、お聞かせ願いたいと思うのであります。

○岩尾説明員 先ほど申し上げましたように、まず国民年金につきましても、所得比例ということが確かに考えられるわけでございます。しかしながら、現状では事務的な問題、それから先ほど申し上げましたような定額保険料定額給付という問題をどう扱っていくかという問題、この二つがございまして、所得比例制という姿をとって

おりません。しかしながら、その保険料は免除基準——これは一般の地方税、あるいは低い階層の方に与えられては、やや高めのところを線引いて、これ以上であれば大体百円というものが拠出できるのではないかと、最低限のところから考えて、百円というものを決定して定額にしておるわけでございます。それから国保につきましても、同じような掛金の意味から考えまして、もちろん再配分の思想から国割に負担をしておりますが、所得割に比べて出している分以外に、均等割に比べて——ちょうど地方税で均等割をとっておると同じように、均等割に比べて出している分について、いわゆる医療保障の掛金という形でいく、こういうことでございまして。

○小林(進)委員 どうもあなたのお話を聞いておきますと、所得税以上の方々は、税金を取るにも査定が容易であるから取れるけれども、低所得のあるから取れないような方々の収入の査定は困難だから、一律のものでいくんだ、こういうお話ですが、私はこれは実に安易な答弁じゃないかと思うのです。そういう理屈が通るのですか。任意の制度ならいいですよ。その人の嗜好とか好みに基づいて、年金に入ったり入らなかったりするのならいいけれども、これは強制的に、いやおうなしにやらせるのですよ。それで入らなければ罰金をかけるという罰則の規定まであるのです。それくらいにおやりになるならば——しかも、あなたがおっしゃるように保険という概念があるにして

も、本質は保険じゃないのです。これは社会保障です。再配分です。もし所得の再配分という原則で、社会保障という原則でいくならば、こんな国民年金の該当者の、低所得者の中のかまかいいものやくりくりをしないで、もっとそれ以外のものから大きな金を持ってきて、この年金財団にぶち込んで、そして低所得の範囲を潤す、こういう基本的な考えに立たなければならぬ。それから見たならば、今の保険料の半分の国庫負担なんというものは、実に小ばかにした国庫負担ですよ。一番貧乏な、一番気の毒な階層だけを集めて、お前の六十五才からの晩年を保障してやるということを集めて、そうして政府でやりになるのがその掛金の二分の一だ。集めた金は一体どこへ使うんだ。それは年金事業団をお作りになって、納めた人たちに融資されるというけれども、これもなかなか大衆は納得しないのです。われわれは一生懸命に説得にかかるけれども、今血の出るような金を取られて四十年、五十年、世の中はどう変わるかわからぬ。今でこそこの百円が値打があるもので、四十年、五十年たったら、この金はどう化けるかわからない。木の葉に化けるかもしれない。そうして、集めた金は還元するといふけれども、実際にはやはり大企業の方へ回っていくんじゃないか、こういう考えなんです。

だからこの言葉を左翼的な言葉でいえば、大資本の収奪だ。国民年金に名をかりた、実に巧みな独占資本の収奪が行なわれているから、われわれは反対なんだ、こういうことを言う人があるのです。けれども、しかしそれを納得させるだけの理論がないじゃないですか。納得させるだけの理屈があります。これはか。あなたの方には納得しておるだろうけれども、われわれの方はどうも納得できない。所得があれば税金を取るんだ、こういうことを盛んに言われた。ところが現実には所得がないじゃないですか。今、たとえて言いますけれども、——先ほどから私は資料で申し上げているが、今小山さんは、大体中告で十八万五千円程度の課税所得のある人々には、申請によって免除するとおっしゃった。一体日本の六百万の農家の一年間の所得は幾らですか。この前は個人々々に分けて論争して、八万五千と言ったら、あなたは目の色を変えてそんなことはないと言論せられたが、今度は世帯でいこう。一世帯にして農家の平均所得は幾らですか、お聞かせ願いたい。

○小山政府委員 正確には記憶しておりませんが、おそらく二十五万前後だと思っております。

○小林(進)委員 農業による所得は二十一万円ですよ。粗収入で二十一万円ですよ。これは資料が少し古くなりまして、あなたの方もお調べ下さい。三十六年度の自治省の資料です。私は、今持ってきたんですけど、そのときの農家の所得は、全国で一戸平均四十一万円です。その四十一万円のうちの、端数は省きますが、五三・三%が農業所得です。それから四六・六%は農業外に出たりという収入。だから、もしあなたがおっしゃる通りに、農業所得とおっしゃるならば二十一万円前後ではありませんか、十八万五千円まで免除してくれるというならば、それをこす

るいは見方というものもかなり影響するかと思うのでございますが、国民年金制度は国民のいわば福祉のために創設いたしましたわけでございまして、また諸外国に比べてみましても、日本の制度が内容的にも、また時期的にもおくれとおるわけでございます。われわれとしましては、なるべく早くりっぱな年金制度に仕上げたい、こういう心持でやっておるわけでございます。従つて、これに該当する方々はぜひ加入を願いたい、また法は加入という、言葉は悪いのでありますけれども、強制をしておる、こういうことでございますから、あらゆる努力を傾けまして加入を進めていくというのは、当然なことじゃないかと思うのであります。ただ、おっしゃるようになりますように、いかに残酷だ、いかに

こういう答申もなされているようであり、この点、一体政府側はどのようにお考えになっておるか、お聞かせを願いたいと思います。

○小山政府委員 私どもがこの前まで保険料の減額というものに同意したが、この点、今の制度のままで保険料の減額を認めるにしても、国庫負担が保険料の半分というふうになります。これは、結局自動的に国庫負担も減っていく。それで減額することの意味がなくなってしまう。従って、減額を考へる前に、とにかく免除というものを、納めたものと同一程度の国庫負担がつくという条件が一つ出てこなければ減額問題は意味がない、こういう意味において、あの当時必ずしも賛成しなかったというのを申し上げておいたのであります。もし八木先生が同じようなことを言っておられたとすれば、やはりそういう条件のない減額はあまり意味がないということでは、おられたに違いないと思うのであります。これは、実態がそうであったわけであり、現にこの説については、実情はあまりお考えにならない学識経験者はそういうことをおっしゃいましたけれども、むしろわれわれに対して国民年金の反対運動を展開してきた人々は、御自分たちの実感からして、その点に関する限りは、お前たちと全く実態は同じに考へる、こういうふうな意見であったわけであり、幸いにして保険料の免除というものが実現したわけであり、ますから、減額というものがある程度意味がでるわけであり、これは現在の制度でも、一年間百円の場合には千二百円、百五十円の場合は千

八百円になるわけであり、免除の仕方によりまして、一年間免除というもののほかに、三カ月間免除あるいは半年間免除という工夫をいたしますならば、結果において減額するのと同じことができるわけであり、この点は運用面において十分考慮して参りたい、こういう考えであります。

○小林進委員 そうすると、運用面において免除の規定を生かしながらやっていると、五、十円とか百円とかという減額徴収の制度は、これは法律改正をおやりにならないうことですね。こういうお考えと承りますが、間違いないと思います。大臣、おやりになったらどうですか。

○瀬尾国務大臣 今政府委員のお答え申し上げました通りに、制度を活用して参りたいと考えております。

○小林進委員 しかし、保険料の半額国庫負担の問題は、もう解消したのでございませう。その点において、何も減額制度を設けても不便はないはずでございませう、いかがでございませう。

○小山政府委員 ただいま申し上げましたように、現在の制度で免除を半分するとか、あるいは四分の一する、あるいは四分の三するというやり方をしさえすれば、まさしく先生のおっしゃる減額ができるわけでございます。むしろきまった金額をきめてしまふよりも、その方が運用に弾力性を持たせることができるわけであり、その意味において、私はおっしゃることと全く同じことができる条件ができたので、その点は御期待のような結果が出て参ると思っております。ただ私ども

も、どちらかと申しますと、免除の問題についてはあまり深追いをし、無理やりに取り上げるというようなことをしたくない、無理があったならば、少なくとも所得が十分に納められるだけのゆとりを相手方に与えるような扱いに参りたい、こういう気持ちが現在強くございませう、あまりこまごました徴収を無理にしないというふうな現在では指導してきまして、あるいはそういう扱いが全然できないんだといったような印象を第一線で持っておった向きがあるかもしれぬと思ひますが、その点は今後十分趣旨を徹底させるようにいたしたいと思ひます。

○小林進委員 百円とか百五十円とかいうこまかい金を、さらにさらに刻んで半分とか三分の一とかに減額して徴収するということは、事務の繁雑を来すから困難だということもあるだろうと思ひますが、私も政府の考え方に賛成ではありませんが、この問題は一つ誠意を持って御研究願うことにいたします。

次に、私は実情について若干御質問いたしたいと思ひますが、青森県が四・八％しか検認率がないのは、一体どういふわけなんでしょうか、原因を一つ承りたいと思ひます。これは一月末の数字です。

○小山政府委員 青森県は、その後だいぶ進んで参りましたけれども、やはり今のところ、まだ全国では一番下の五五強程度のところでございます。これはやはり青森県が、いろいろな面において実施の態勢ができていない、ということが根本の原因でございませう。それからもう一つは、青森県ではもう少し免除が出てきていいはずの地域であります。ところが免除がまだ十分出切っていない。従って、青森県は免除の方も出るべきものが出てきてないし、徴収の方も納めるものが納めるようにいってない、こういう事情が青森県の情勢を今非常に悪くしておるわけでありませう。

○小林進委員 そうすると、徴収の行政能力がないということでありまして、その住民の生活環境とか経済状況は、この年金の徴収成績のいかんには関係がないということになるのでございませうか。私はやはりその土地の経済状況あるいはその他物質上の条件がこの成績を低下せしめているのではないかと、いふふうに考へていまして、ございませう、いかがでございませう。

○小山政府委員 そういふふうな関連も、大きい意味においてはもちろんあるわけでありませうけれども、ただ現在の状態は、まだまだそういう関連のために出てくるようなところでもない、い。そういう意味において、全般的にあの県の情勢がずっとおくれいているということが原因だと申し上げたわけでありませう。

○小林進委員 大阪がずいぶん成績が悪いようでございますが、これは一体どういふわけでございますか。

○小山政府委員 大阪は、大阪市以下、府内市町村並みに今のところ実施態勢が非常におくれているわけでございます。これは、これは、先ほど先生が仰せになつて府民の所得の状態からいへば、決して現在見られるような状態であるところではないのであります。ただこの府は、全般的に社会保障の態勢というものが、かくおくれがちなところがございます。たとえば国民健康保険について申しますと、全国の市町村の徴収率というのは九二から九三くらいのところになっておるのであります。大阪府は、ならして八二ないし八三というふうな非常に低いところにいるわけでありませう。何と申しますか、府民のものの考え方、あるいは大阪におけるいろいろな行政のやり方というふうなものが、一般にこういうものの受け入れを非常ににくらせておき、これを正常の状態に持つて参りますには、ある程度時間がかかると思つております。たとえば加入率等も昨年は非常に大阪は悪かつたわけ、たとえば大阪市のごときはわずかに一五、六％程度だったのであります。今は六五くらいにきております。そういうふうな、いつでもおくれるという傾向を持つておるわけでありませう。

○小林進委員 結論を急ぎますけれども、先ほどから申し上げておりましたように、十重二十重の機構で心ならずも年金を納めておるといふのがわれわれの知る範囲の実態なんです、大阪は俗に商人の町といわれて、利益を中心にして動く、利なきところには乗っていかないというふうな形で、この大阪の成績の悪いのは、やはり国民年金の国民の評価というものをそのままだに現わしておるのではないかと、かように私は考へます。今あなたのおっしゃったように、何も経済的に大阪は参つておるわけではない、納めようと思へば納められるくらい状況にあるのですが、実績が上らない、おそ過ぎるというの、これ自体が、政府の国民年金の実態を国民が正しく評価し

すが、結局あの審議をした時点において、経済成長を二%と設定いたしました。それに、何といひますか、警戒をして、予備をとって、こういうような生活水準は一・五上がればいいというように推定で、その当時の五大都市の生活保護水準の一人当たり平均二千円をもとにして、一・五をかけ、四十年後に三千五百円という金額を設定して勧告を出したのがもとになって、三千五百円という金額になっております。ところが、それ自体も変わっているわけでございますが、この国民年金法は、四十年間保険料の払い込みを建前とし、それから五年後に支給開始としたわけでありまして、結局、制度審議会の勧告を少し値切っておって、四十五年後に三千五百円ということになっておる。その五年間値切った点は、また政府ははなはだしからぬわけでありまして、そのほか、この設定が間違っておることは明らかであります。経済成長議論は、簡単に申し上げますと、明治以後の経済成長は四%平均である。終戦後の平均は一〇%をこえている。昨年度は一三%。今、経済について少し対処することで経済成長の推定が減っておりますけれども、少なくとも二%などは非常にかけ離れた経済成長ということが推定されているわけでありまして、これを二を四にし、四を六にした場合を設定すると、復利計算になりますから、何十年ということでは非常に猛烈な違いが出てくるわけでありまして、これを二を四として設定して計算をしたならば、三千五百円などという金額は出てこない。いままぐろ的な金額は出せないにしても、これの二倍、三倍という金額が妥当であると

いう設定になるわけでありまして、その意味で、最初国民年金法案が討議されました場合に、はなはだ不十分であるという徹底的な追及が行なわれまして、時の内閣総理大臣の岸さん、それから厚生大臣の坂田道太君、それからここにおられる小山年金局長が準備室長で大きい防戦を努められましたけれども、それについては妥当な答弁ができないで、結局これは今年でできるのだから、こういう問題はあとで徹底的にすぐ改正をするから、とにかくこの時点においてはこれを了承願いたいということ、社会党はこれを了承いたしました。それと、与党の議員の方々は了承をせられまして、その限度において国民年金法の第一回が通った。この点だけではありまして、あらゆる点について不十分、不合理な点が指摘をされたわけでありまして、その後部分的には幾分直っております。政府の誠意もその点については認めるにやぶさかではございません。しかしながら、この根本的な点において一つもまだ対処がされておられません。それについて厚生大臣や年金局長に前から御質問をいたしております。また前には、今の総理大臣である池田さんにも御質問をいたしました。前向きに取り組むという前向きの御返事をすべての方々からいただいているわけでありまして、おそろく厚生大臣は、来年度において非常にうまいに国民のためにいい引き上げをなさる原案を出されるだろうと私もは期待をしております。また信じておるわけでございますが、そこで厚生大臣がそういう原案を出されて、制度的には国務大臣の方々がおきめになることであって、大

蔵省の事務当局は制度的には権限をお持ちになつておられませんか。その問題を討議される国務大臣たる大蔵大臣が、事務当局の意見を相当に参酌して強力な意見を発言されることは、具体的例として明らかである。従つて、大蔵大臣にここにきていただいて、その問題を直接御質問申し上げるべきでありますけれども、いろいろ御都合があつて参つておられないことは非常に遺憾であります。ちょっと委員長、大蔵大臣の出席を要求いたします。要求は前にしてあるのですから、一つ連絡をして下さい。来られないまでの間は、ぜひ主計局の方に聞いておいていただいて、一つ勇敢な御答弁を願いたいと思ひます。

そういうわけで、少なくとも金額を、省はその原案を作られる限度においてもこれは七千円、八千円、一万円というような金額にならなければならぬ、その後所得増計画ができ、生活水準が上がった、その上がった生活水準と対比してまた上げるべき要件がある、それならばさらにそれから上げる、また別に申し上げますけれども、そのような単純な問題でなしに、根本的に上げなければならぬ要件がある。それからその効果の点であります。根本的に上げることによって、老後の障害者などの生活が保障をされる、また遺族の生活が保障をされる、こと、労働力の新陳代謝を非常によくする、国民年金は当然厚生年金にこのバランスが移っていくべきものである。また労働者階級でありながら、不幸にも厚生年金の適用を受けないで、国民年金の適用をしいられている段層

もあるわけでありまして、そういうことで労働力の新陳代謝が行なわれる。また狭義の労働ではなしに、大きな労働で、かつまた経営の部門を考えますと、たとえばそのようないい年金が確保されましたならば、農家の方々が農業の経営権に固執をして、年とった人は経営権を固執するというのでなくして、年金で老後を確保されるから、農地の経営権は、ほんというは実際二十なり三十なり四十なりのむすこさんに実質的に渡すというふうなことによつて、農業の近代化あるいは共同化が促進される。中小企業またしかりということになる積極的な意義を持つわけでありまして、それからもう一つ、そのような所得再配分が進むことによりまして、購買力の増大と安定を示して、そのことが景気の変動の差を少なくする、そして雇用の増大安定を来すという面があるわけでありまして、あらゆる面でこれは積極的に勇敢に取組まなければならぬ。厚生省はこのことを熟知しておられまして、一生懸命によい案を出される。そこをただ普通のバランス、この前から再三申し上げましたからまた詳しくは申し上げませんが、防衛庁や何かと同じようなバランスで、五〇%で何か押えるというふうなことで非常に大事なこの進み方がよくなくなったならば、これは非常に大へんなことになると思ひます。そのような意味で、年金額の引き上げに対して厚生省の出される原案について、大蔵省は、これはまだ少ないのではないかと、もう少し出されたらどうですかというくらい勢いで、強力に激励をされる、そうしてそれを實際的に実現しようとの決意を固めていかなければならないと思ひます。それについてのお考えを伺いたいと思ひます。

○岩屋説明員 先日の御質問に対しては、谷村次長から御答弁したかと思ひますけれども、小山さんも非常に練達の方でございますし、厚生大臣も熱意を持っておやりになっておるようでありまして、われわれの方も、決して社会保障の後退ということは考えておらないので、できるだけ適正な国民の最低水準というものは維持され、そうして国民全体に社会保障が行き渡るということをお願いしておるわけでありまして、十分検討はいたしたいと思つております。

○八木(一)委員 当面の担当者である厚生大臣をあと回しにして大へん恐縮であります。厚生大臣は十分それを理解して下さつて取組んでいらっしゃると思ひます。あと回しにいたしましたわけでありまして、閣議でございますから、内閣総理大臣も理解をいたしました。内閣でいらないことは非常に残念であります。これまた要求をいたしておりますので、内閣総理大臣の要求を一つ……それまでの間に、今申し上げたことを繰り返してはいたしませんけれども、どうか厚生大臣から内閣総理大臣に、そのことを十分御理解になつて総理大臣自体も厚生大臣とともに御推進になるように、お伝えをお願いしたいと思います。それについての厚生大臣の答弁を求めます。

○澤尾国務大臣 この問題は、社会保障の制度を充実いたします上におきまして非常に大きな問題でございます。従ひまして、事務当局にはしっかりと

た勉強してもらいまして、確実な計算の上に立っての制度を立てていかなければならぬ。そういう意味におきましては、厚生省の事務当局ないしは大蔵省事務当局の非常な御協力をいただきたいと思っております。しかし問題を決めるのは閣議でありますので、仰せまでもなく、大蔵大臣あるいは総理大臣には八木さんの御決意のあるところも十分お伝えいたしまして、私としてもできるだけの努力をいたしたいと考えておるのであります。

○八木(二)委員 それでは具体的問題を、全部関連をいたしてはおりますが、金額の問題からほかの問題に一応移したいと思っております。

今度は開始年齢の問題であります。今拠出年金制度は、全部六十五才となっております。障害、母子は別になっておりますが、老齢年金に關しては六十五才、福祉年金は七十才ということになっております。基本的な問題ですから、拠出年金の方の老齢年金から申し上げるわけであります。この六十五才開始ということでは、非常にこれは不十分だと思っております。この点につきまして、諸外国の中で六十五才の例もあることは存じております。しかしながら、諸外国の社会保障がある程度進んだと称せられる内容にかかわらず、日本の人たちは外国にばかりあがれておりましては外に、外国必ずしも十分ではないわけでありまして、そういうようなところもあります。六十才の例もあるわけでありまして、この年齢のことにつきまして、日本の今までの国民は、非常に経済状態が悪かったので、外国よりも短命であります。最近年齢が引き上が

て参りましたけれども、短命であります。また生存中であつても、全体的に短命であるという一つの統一的な現象として、老衰が早かった。そういうことで、現在改善はされておりますけれども、社会保障を執行している北歐諸国あるいはイギリスあるいはニュージーランドというような国に對しては、あくまでもこのような老衰が早い、あるいは平均寿命が短いという状態にあるわけでありまして、従つて、このような国がたと六十才で開始しておろうとも、このような国が五十五才あるいは六十五才で開始をしておつた場合でも、日本においては六十才ということが、その面からは至当ではないかと思つた。ただし、これから延びてくるといふけれども、今まで貧乏に三つの人が六十になるまで、貧乏による、あるいは苦勞による健康の障害といふことはやはり残るわけでありまして、ですから、諸外国よりも健康状態が悪いという状態は、十年、十五年は解消しないと思つたので、その意味で諸外国以上に早く老齢年金を開始しなければならぬという要件が、現時点においてあるわけでありまして、その次に将来の見通しであります。

が、これにつきましては、いろいろの産業がオートメーション化をいたしております。これはたとえ機械産業だけではありませぬ。農業もそうでありまして、商業上もそういうオートメーション化が始まるわけでありまして、そうなれば労働力が、今みたいに急激にやつたときには労働力不足という問題が起きますが、總体的に労働力が少なくて済む、そういういわゆる文明の進歩があるわけでありまして、そのよう

なときに雇用問題に對処するためには、ある程度の年齢に達した人は年金をもつて生活を確保し、そうして生産の第一線を次の世代の人に譲るといふことをしなければならぬと、また年少労働者が今働かされるというやうなことをなして、たとえば高等学校を義務教育化して、その後には働くというくらいに、そちらの方も詰めたといふ雇用とのバランスがとれなくなると、当然六十才開始ということになるかと思つた。一般的に、あるいは諸外国が六十五才からということをする方がございまして、けれども、そのやうな北歐諸国や、あるいは西歐諸国やニュージーランド等の社会保障は、このオートメーション化が始まらないときにその制度が作られたわけでありまして、現在の日本の国民年金制度は始まつてから作られた、そして今改造をされていくところでありまして、従つて、欧米諸国がどうであろうとも、日本としては最もいい考え方であるべきであり、また欧米諸国をこれにならわせるくらいは勢いでやつていかなければならぬ。その両時点から、六十五才開始といふことははたは六十分なものでありまして、これを六十才に低下せしめることが最も必要だと思つた。また具体的に今までの例で六十才といふやうなものがなければならぬと、え、失対事業において老齢者でも働いて、そうして生活を営まなければならぬといふ事例があるわけでありまして、そういうやうなことで六十才を基本とした拠出年金制度にたよるべきでありますし、しかしながら、基本をそこに定めましても個人差がありま

す。全般的にはこのようなところで老齡が適當であつても、個人的に早く老衰をする人もあります。個人的に元氣の人もあります。従つて、政府が社会の考え方を取り上げになつて、繰り上げ減額年金、繰り下げ増額年金といふ制度が出てきたことはいいことでありまして、繰り上げ年金で六十才で開始するといふことは不十分であります。基本を六十才にして、繰り上げ減額年金を五十五才から開始する、繰り下げ増額年金は六十五才までにする、そのやうなところに変えていただく必要があるかと思つた。その問題について厚生大臣の御意見を伺いたいと思つた。

○中野委員長 ちょっと八木委員に申し上げますが、総理大臣は別として、大蔵大臣については先ほどから呼んでおりますが、参議院の予算委員会がきょうはあれだそうですから、こちらへ出られませんか、まことに恐縮ですが、主計官がおりますので、ごしんぼう願ひたいと思つた。

○藤尾国務大臣 国民年金制度の改善といふことを考えます場合に、私もまだ勉強不十分でございますので、一体どこどこをやつたら一番いいのかといふやうな点につきましては、結論は得ておるわけではございません。これから勉強していただきたいと思つたのであります。八木さんは、この方面の実は国会において権威者として申し上げてよろしいと思つた。十分な御検討をお積みになつていらつしやると思つた。また八木さんの頭の中には、あるべき年金制度といふものが、すでにでき上がつておるのじゃなからうかと、いふうにも私は想像するわけでありま

す。非常に問題点はたくさんあるのではないかと思つたのでございますが、今お話しになりました年金の開始年齢をいつにするかといふやうなことも、確かに問題点としては大きな問題ではなからうかと思つた。ただわれわれが考えてみましても、六十五才をかりに六十才にした場合あるいは五十五才にした場合においては、ごく事務的に考へても計算が大へん狂つてくるのじゃないか。少なくとも計算はやり直してみなければならぬといふやうなことは、大きな問題であらうかと思つた。同時にまた、この問題はひとり年金制度だけでなく、これをめぐる諸般の情勢といふものと非常に關係が多いと思つた。国民の平均年齢の問題もあつた。あるいはまた、雇用状態の変化といふこともございまして、あるいは賃金形態の変化といふこともあつたかと思つた。これから先いろいろ情勢が変化して参りますことでもあつたかと思つた。ですから、研究すべき問題としては確かに大きな問題でございますけれども、今直ちに年令を、六十五才を、特別の例を除きまして六十才に切り上げる、原則として切り上げるあるいは原則を五十五才に持つていくといふやうなことに對しての結論は私は持つておりませぬけれども、問題点としてはきつめて重大な問題と思つたので、今後の改善充実の内容の一つとして検討さしていただきたい。ただ、これを一番先にやるべきことであるかどうかといふやうなことになるかと、もちろん一挙にすべてを解決すればいいのでありますけれども、一番最初にするべきことであるかどうかといふことになりまして、これまた考えなければならぬ

点もあるのではなからうかと想像いたしておるような次第でございます。

○八木(一)委員 今の問題について、大蔵省の方でお考えがあったら一つ……。

○岩尾説明員 ただいま大臣のお話し

いただきまして、何と申しまして、やはり年金でございまして、全体の収支というものを考えなければなりませんので、そういった点を厚生省でもよく御検討いただいた上で、私どもの方でも検討したいと思ひます。

○八木(一)委員 厚生大臣の積極的な前向きな御答弁をいただきまして、非常にその点でうれしく存じます。ぜひ一つ推進に御努力をいただきたいと思ひます。

昨年のは附帯決議の中に、根本的な方の附帯決議に、各年金の年金額を大幅に引き上げることが第一項であります。第二項、老齢年金、老齢福祉年金支給開始年齢を引き下げるといふこととあるわけでありまして、これは満場一致の可決であります。自由民主党の方々、民主社会党の方々も、ともに熱望をせられまして、でき上がった問題であります。厚生省が勇敢に一生懸命取組まれましたならば、それを實際的にいろいろの協議をすれば、与党の方はきん然として賛成をされる状態にあるわけでありまして、その意味で一つ急速に、熱心にお取り組みをお願いしたいと思ひます。一言でけつこうですか……。

○渡尾国務大臣 本委員会の御決議といふものは、私も十分承知いたしておるわけでありまして、またこれを尊重すべきであると考えておる次第でございます。いずれにいたしましても、国民

年金制度の改善ということは、なかなか一朝一夕にはできない。従って、できるものからやっていくというつもりでおるわけでございます。今申しましたように開始年齢を繰り上げるとか、あるいは給付の金額を引き上げるとか、あるいは問題につきましても、ただわれわれがばく然と上げたり下げたりというわけには参らぬと思ひます。十分検討をいたしました上で、自信を得た上で、これは自信のある案を皆さんにお目に掛けて、そうして御審議をお願いしなければならぬと思ひます。さような意味におきましていろいろ検討いたしておるところでございます。承り、御了承いただきたいと思ひます。

○八木(一)委員 ちょっととへ戻って恐縮でございますが、金額の点、この間は半端のところ委員が途中で打ち切られましたので、もう少し重ねて申し上げますと、検討をしていただければいいと思ひます。これは大いにやっていたらいいと思ひますが、ただ検討の時間を要してある程度、たとえばここまで引き上げることの結論が出るまでに、今ここであれば、そのまん中くらいのもので先に出すということもぜひ考えていただく必要があるかと思ひます。というのは、現在の拠出年金制において理解がまだ十分に行き渡っておりません。それから目の先のことを考える人々もありません。将来の三千五百円というならばつまらない、大したことはないじゃないかというふうな、といった、老齢になつてみればそれがあつてよかつたというふうなふうなと思ひます。けれども、しかしながら、現在働いている人にとつては、もっと収入があるからこ

れつぱちちの金じゃ魅力がないというふうなことで、理解が少ない点もあるわけでありまして、従って、今拠出年金が開始されて、理解を浸透させておられるところでありまして、根本的にこまごま上げるといふことを討議されるのに時間がかかるものであれば、少なくとも間違ひのないところまで出して、それから一兩年後にまた積み重ねるといふことをされても、事務的にいふまでもなく、国民の年金のことに理解させるためには、そのことが必要であらうと思ひます。その御検討をいただきたいと思いますので、重ねて恐縮でございますが、一言でけつこうでございます。

○渡尾国務大臣 現在の金額については、私も政府側ではありますけれども、八木さんがしつちゅう仰せになりますように、これで決して十分であるという気はありません。生活保護の基準にいたしまして御承知のように年々引き上げておるわけでございます。かりに三十年先の生活の状況がどうあるかというふうなことを考えましたときに、生活保護基準よりは少なくとも上回つたものでなければならぬものであると心得ておりますので、今の基準が三十年先でそのまま適用になるものというふうには、現段階において私は考えておりません。従って、これは相当引き上げるといふことは当然のことだと思ひます。それをやるにいたしまして、やはり国力なりあるいは国民の負担能力なりを考へて進んで参らなければならぬもので、現段階におきましては、事務当局

のところ、このくらいにすればこうなる、このくらいにすればこうなるだろうというところをいろいろ検討いたしておる段階だろふと思ひます。従って、あまりまた軽はずみなことを申し上げるわけにも参りませんので、決して私どもも御持のわからぬわけじゃございません。またそのお気持の中には、国民年金に対するむしろ愛憎のこもつたお言葉があるというところにも考えますけれども、そう簡単に、また何にいきませんので、さような意味で、いろいろケースを考へて検討して、そしてまた皆さん、各方面の御意見によつて、妥協だといふところで御審議を願うというふうな持ていきたいと思ひます。

○八木(一)委員 その次に、福祉年金の点であります。老齢福祉年金であります。老齢福祉年金は七十才開始になっておりますが、これはいかに考へても開始年齢が高過ぎると思ひます。ことに先ほど私が申し上げましたように、今の六十代、七十代の老人は、過去の異常な政治の貧しさとか、それから特に戦争のときの苦勞、そういうふうなことで非常な打撃をこうむつておる人々であります。老後に備へて營々としていささかの貯金をしたけれども、これはほとんどふいになくなつてしまつた。そういう人々の七十才以上しか支給されないといふことになると、その中で運よく生活状態がよかつた、あまり苦勞しなくて済んだ人だけが、生き残つてもらえる。特に苦勞を重ねた人は、六十七か六十八ぐらいで死んでしまつて、年金をあてがれながら、もらえないで死んでしまつて、このくらいにすればこうなる、このくらいにすればこうなるだろうというところをいろいろ検討いたしておる段階だろふと思ひます。従って、あまりまた軽はずみなことを申し上げるわけにも参りませんので、決して私どもも御持のわからぬわけじゃございません。またそのお気持の中には、国民年金に対するむしろ愛憎のこもつたお言葉があるというところにも考えますけれども、そう簡単に、また何にいきませんので、さような意味で、いろいろケースを考へて検討して、そしてまた皆さん、各方面の御意見によつて、妥協だといふところで御審議を願うというふうな持ていきたいと思ひます。

まうという人がずいぶんいるわけでありまして、老衰の度、そのような非常に痛ましい生活を送つた六十七、八才の人と、それから比較的恵まれた生活を送られた七十二、三才の人を見れば、實際的に体力や何か逆な場合が多いわけでありまして、一がいに年金でこれをやることも非常に問題だろふと思ひます。そういう点で、七十才のところはこれは下げていただきたいと思ひます。これが検討をしようわけでありまして、これが検討をしようわけであることになると、その後、今の時点で六十八才、六十九才というふうな年金をあげておる人が、その間に命数が尽きて、政府の善政に均霑しないで死んでしまふ人もありますし、これはあまりに長いこと御検討になると、ほんとに対象者に気の毒なことになるかと思ひます。この意味で至急に、私の希望では少なくとも来年度から、私どもは六十と思ひます。おりましたが、それが無理なら六十五でもいたし方がありませんから、来年度から下げていただくといふことをぜひ考へていただきたいと思ひます。それについての厚生大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○渡尾国務大臣 福祉年金と一般の老齢年金との関係については、これは釈迦に説法で、よく御承知のことと思ひますので、かれこれ私は申し上げません。この金額が、この前の国会でも御質問がございましたが、私も現在の金額で十分過ぎるものとは考えておりません。しかし、これはこれなりにかなり喜ばれたのではなからうかといふふうには存じております。これでも多過ぎるという気持は、さらさら持っておりません。できることなら、将来

引き上げていくということについて考
えていかなくちゃなるまい、こういう
考え方をいたしておるわけでありま
す。従来は、御承知のように、この年
金につきましても、制限となるような
諸条件をだんだん緩和していくとい
う方向で努力して参っております。今後
の問題といたしましては、年金額の引
き上げという問題について私どもとし
ましても検討をしなければなるまい
か、かように考えておる次第でござい
ます。逃げ口上を申し上げるわけでは
ございせんけれども、財政その他の
点も勘案いたしまして、この点につ
いてさらに検討を進めて参りたいと考
えております。

○八木(一)委員 総体的に老齢福祉年
金を中心として、ほかの福祉年金につ
いても給付の引き上げのお気持ちを
持っております。ただ、今御質問申し
上げたのは、全部の問題についてこれ
から逐次及ぶわけでありまして、金
額の点、それから対象者全体の所得
制限の点、それから年金制限の点で
申し上げたわけでございます。年金制
限の点で申し上げた理由によつて六
十才からしていただきたいけれども、
せめて六十五才からでも来年度から
進めさせていただきたいと思ひます。
実は社会保障制度審議会、私、委員
の一員をいたしておりまして、特に
年金問題については、微力ですが、
一生懸命取り組んでおります。総合
調整は、今総合調整の審議をいたし
ておりますが、一番弱い意見で六十
六十五才に福祉年金をしなければなら
ないという意見であります。さらに審
議をして、それを六十才という答申、

勧告が出るかもしれないけれども、
少なくとも六十五才から老齢福祉は開
始しなければならぬという答申が出
ると思ひます。善政であれば、答申を
待つ必要はありません。そういう状態
でありますから、ぜひ六十五才から老
齢福祉年金を支給せられるということ
について、来年度にそのような改正を
提出されることについて、今即答は御
無理であることはわかっております
が、最善の前進の御努力を一ついた
さしたいと思ひます。これについて
の……

○難尾国務大臣 どうも八木さんと私
とは、こういう問題になりますと基本
的にあまり違わないので、非常に答
がしづらいのでありますが、自由な気
持を率直に出せば、もっと早くした
らうだと言いたくなるような問題で
ございまして、しかし政府として
は諸般の制度の関係もございまして、財
政の関係もございまして、無責任な
ことを言うわけにも参りません。お気
持はよくわかっております。私どもと
しまして、いろいろ検討をさらに重
ねまして、できるだけ御期待には沿
いたいと思ひます。しかしながら
、今申しましたように、一つやれば
すぐにお金を食う問題であります。ま
た他の制度との関係もあるいは出て
くるかと思ひますので、そういう点を
十分考慮いたした上で、結論は出さ
していただきたいと思ひます。

○八木(一)委員 何といひますか、非
常に慎重な御答弁をされる難尾厚生大
臣でありますので、今の御答弁は前
向きで、ある程度慎重でございませ
うけれども、ほかの性格の方であれば、断
じてやりますというくらいに気持であ
らうというのを推察をいたしまし

て、そういうことでぜひお願いをいた
したいと思ひます。これは釈迦に説法
であります。その中にはいろいろと
他の制度との関連があつて、それをし
ておけば生活保護に落ちないというよ
うな問題もあつて、金額は思ったほど
大したことはないと思ひます。それで
、ぜひ一つ御推進をお願いいた
します。

次に、拠出年金制度に戻りまして、
この前附帯決議で「保険料、年金額、
給付要件、受給対象等すべての面にお
いて社会保障の精神に従つて改善す
ること」という要件があるわけであり
ます。その中の保険料というものは、先
ほど小林委員が御質問になった所得比
例制の問題を含んでおるわけですが、
大
事な問題ですから私も御質問申し上げ
たいと思ひますが、時間もないので、
今は一応ここを抜いて申し上げます。
その次に、さっきのからみにおいて年
金額もふやすということ、もう一つ
は、負担をした度合いに応じてくる
というふうな社会保険的なことになし
て、必要な人に必要な給付がいく
うか、必要な意味で、社会保険的に改
善をしなければならぬという考え方
でございます。従つて、先ほど小林委員
と大蔵省の岩尾主計官の間の話にあり
ました、これも両方同意は相通じてお
りますけれども、普通の社会保険……
「外務委員会が質疑を打ち切った
ので、やめて下さいよ。」と呼ぶ者
あり

○中野委員長 八木さん、もう少し
やつて休憩したらどうですか。
○八木(一)委員 そういたします。
そういう意味でございまして、保
険料をたくさん払つたらたくさんだ
か、低額払つたら低額ということでは

ない、社会労働委員会の意思で社会保
障の精神に従つて改造するという意味
であること、大蔵省の方も一つ御銘
記をお願いしたいと思いますし、厚生大臣
はこの趣旨に従つて問題を進めていた
だきたい。

そこで、この社会保険的な中にはい
ろいろな要素を含んでおります。たと
えば、障害者の問題については、当然
と違つた要件があるわけですが、手
が、足がないという人には、二十才
の加入年金に達すれば、保険料を払
ていなくても、そのときには一級障害
の所得保障の必要があるわけですが、
だ
いぶ改善されておりますけれども、障
害者については、そのような要件が
あつて渡すということになし、その
年金に達したら即時渡すというふう
に改善すべきだと思ひます。その点に
ついて前向きで御検討をお願いいた
します。

それからもう一つ、遺族年金基本額
が、老齢年金と同額の方式各種保険
としてありますが、それがいかどう
かは、これまた検討を要する問題で
あります。生活の問題でありますから、
そういう点についても前向きで御検討
をいただきたいと思ひます。ま
、その次に、特に社会保険的でない
私どもが考えておりますのは、障害に
ついて三級障害に支給がない。また内
科障害が障害として同じように判定を
せられながら、年金給付を受けない
ということは非常な間違いだと思ひ
ます。これについて技術的な審査のこ
とで検討中で、数年間延ばされてお
りますけれども、そういうことでは国民
がたまつたものじゃないのです。その
障害が一級障害、二級障害であれば、

内科障害にも適用することは議論の余
地はないことだと思ひますので、そ
ういうことをやっていたらどうかとい
う一つの要件であります。

その次に、そういう問題について、
すべて大幅な国庫支出を行なうこと
というのが基本的な問題になつてい
るわけですが、どうかこの問題につ
いて前向きに御検討を下さつて、委員
会の方でも提議をいたしますし、自民
党でも社会党でも民社党でも御検討
いたしますから、厚生省自体も十分御
検討をいたしまして、また諸審議会の
意見をお取り入れいただいて、このよ
うな方針で積極的にお取り組み願
ひたいと思ひますが、それについて
の厚生大臣の御答弁をいただきたい。

○難尾国務大臣 ただいまお尋ねにな
りました事項は、すべて前の国会にお
いてもお話にあつたことであり、また
当委員会の決議に含まれておる事項で
はないかと私思ひます。こ
、従つて、私どもの方では、これを
おろそかにしようとは思ひません。
十分検討いたしまして、適切な結論を
得たいものと考えておる次第でござ
います。

○中野委員長 この際、暫時休憩をい
たします。
午後六時三十分休憩
〔休憩後は会議を開くに至らな
かつた〕
社会労働委員会議録第二十二号中正
誤
ハシ段行 誤
二一五 団体 団 正
印刷者 大蔵省印刷局